

廿日市市農業振興ビジョン

～「地産地消」ですすめる持続可能な農業・農村づくり～

令和3(2021)年度～令和12(2030)年度

中間見直し



令和8(2026)年7月

広島県廿日市市

目次

第1章	ビジョン見直しの考え方	- 1 -
第1節	ビジョン見直しの趣旨と農業を取り巻く情勢.....	- 1 -
第2節	ビジョンの位置づけ	- 2 -
第3節	目標年次と計画期間.....	- 2 -
第2章	廿日市市農業の現状と課題	- 3 -
第1節	廿日市市農業の概要	- 3 -
第2節	廿日市市農業の構造変化	- 6 -
第3節	廿日市市農業の現状と課題（アンケート調査より）	- 8 -
第3章	ビジョンの中間評価	- 22 -
第1節	成果指標に対する評価.....	- 22 -
第2節	施策の評価（アンケート結果より）.....	- 24 -
第3節	見直しに向けた主要課題	- 26 -
第4章	ビジョン見直しの基本的な考え方.....	- 28 -
第1節	農業振興の基本方針	- 28 -
第2節	ビジョン見直しのポイント	- 29 -
第3節	後期期間の方向.....	- 33 -
第4節	後期期間の施策体系	- 37 -
第5章	農業振興施策の展開方向	- 38 -
第1節	産地や地域を支える担い手の育成.....	- 38 -
第2節	交流・連携を通じた農業の潜在力の発揮.....	- 46 -
第3節	農地、農業用施設の維持・継承	- 52 -
第6章	推進体制	- 59 -
資 料 編.....		- 60 -
1	廿日市市農業の概要	- 61 -
2	廿日市市農業の構造変化	- 63 -
3	統計用語の解説.....	- 65 -

第1章 | ビジョン見直しの考え方

第1節 ビジョン見直しの趣旨と農業を取り巻く情勢

令和3（2021）年7月に策定した甘日市市農業振興ビジョンは、基本理念「地産地消で進める持続可能な農業・農村づくり」の実現に向け、【人材】に着目した「産地や地域を支える担い手の育成」、【連携】に着目した「交流・連携を通じた農業の潜在力の発揮」、【農地】に着目した「農地や農業用施設の維持、継承」の3つの基本目標のもと、農業振興の具体的な施策を展開してきました。

このうち、生産者と実需者との多様な交流機会の創出、地元農産物を使用している飲食店の増加、農福連携の推進等の【連携】の面において一定の成果を上げつつあります。一方で、認定農業者や新規就農者といった担い手の育成・確保等の【人材】、耕作放棄地の解消や作付面積の維持等の【農地】の2つの領域において依然として課題を抱えています。

策定後のこの5年間は、社会情勢が世界的に大きく変化する中で、農業を取り巻く状況も変化してきており、国の農業政策の見直しにおいては、令和6（2024）年6月に国の「食料・農業・農村基本法」が制定から四半世紀ぶりに改正施行されました。改正基本法では、「食料安全保障の確保」を新たな基本理念として位置づけ、従来からの「多面的機能の発揮」も含め、地球温暖化への対応として「環境と調和のとれた食料システムの確立」を重要な柱として掲げ、「農業の持続的発展」として、「農地の確保・利用」、「生産基盤の整備・保全」、「先端技術の活用」等を展開すべき重要施策として挙げ、また「農村の振興」では、中山間地域の振興策、鳥獣被害対策等も挙げられています。

「農地政策の見直し」として、令和4（2022）年5月に農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法案等が成立し、従来から進められてきた「人・農地プラン」を地域計画として法定化し、農地の取組を加速化するため、「地域の農業を担うもの」を担い手として位置付け、また、農地法第3条の下限面積が撤廃されました。

「環境と調和した農業の推進」として、令和3年（2021）年5月に農業の環境負荷低減を目指す「みどりの食料システム戦略」を策定し、農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現、化学農薬使用量（リスク換算）50%低減や有機農業取組面積拡大（全耕地の25%）など、14の数値目標を掲げ、その推進に向けて令和4（2022）年7月に「みどりの食料システム法」が施行されました。

「スマート農業の推進」として、令和6（2024）年6月に農業者の減少等農業を取り巻く環境変化への対応を進めるため、スマート農業技術活用促進法（「農業の生産性向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律」）を制定し、同年10月に施行されました。同法では、スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産方式の導入計画（生産方式革命実施計画）等を認定し、必要な措置を講ずるとされています。

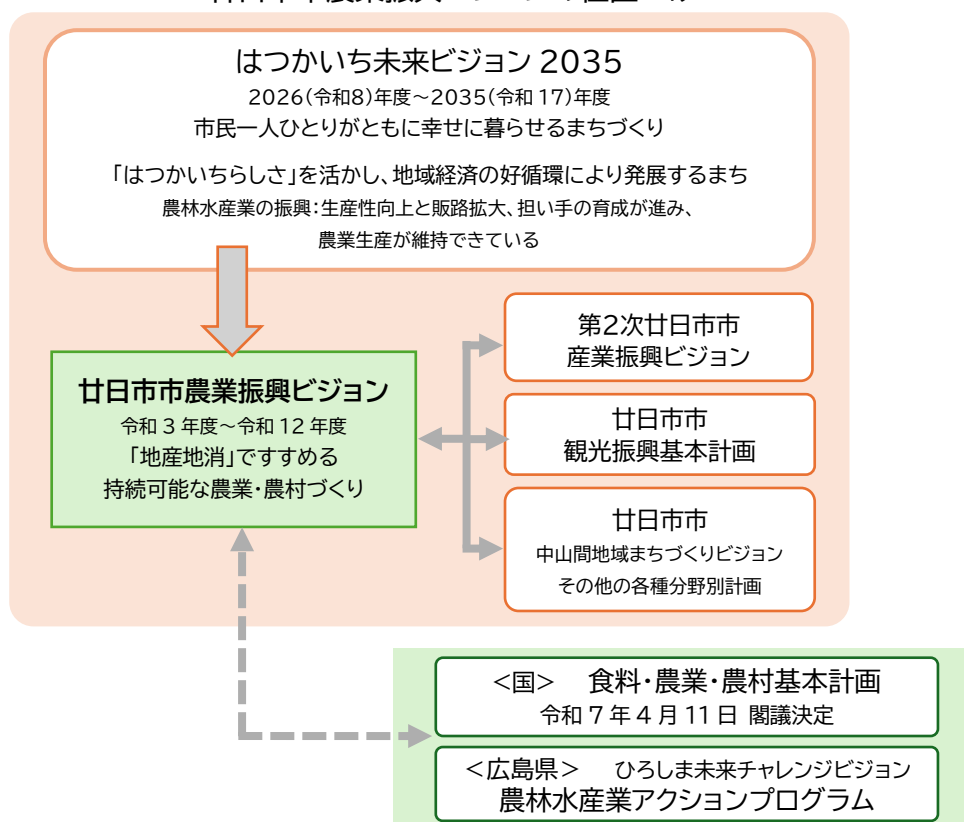
また、こうした国の動きに加え、国内人口の減少や高齢化の進行、農業資材価格高騰等による農業経営環境悪化など、情勢の変化を踏まえつつ、甘日市市農業振興ビジョンの中間評価等を通じて、同ビジョンの基本理念である「地産地消で進める持続可能な農業・農村づくり」の実現に向けて、ビジョンの中間見直しを行い、情勢変化に応じた施策展開を図ることとしました。

第2節 ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、農業・農村を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市の農業、農村振興の基本指針として、令和3年度に策定しました。

また、はつかいち未来ビジョン2035を上位計画とし、第2次廿日市市産業振興ビジョン及び廿日市市観光振興基本計画、中山間地域まちづくりビジョン等と連携しつつ、国の「食料・農業・農村基本計画」や広島県の「広島県農林水産業アクションプログラム」との整合を図りながら、施策を展開することとしています。

廿日市市農業振興ビジョンの位置づけ



第3節 目標年次と計画期間

令和3年度に策定した廿日市市農業振興ビジョン(計画期間:令和3年度～令和12年度)について、前期期間の最終年である令和7年度に中間評価を実施するとともに、国、県及び他市町の状況や本市の農業を取り巻く現在の状況を踏まえて、後期期間(令和8年度～令和12年度)の取組に向け中間見直しを行います。

年 度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
ビジョン (計画期間)										
中間見直し (後期期間)					中間 評価					

第2章 廿日市市農業の現状と課題

第1節 廿日市市農業の概要

1. 小規模経営を主体とした農業

本市の総面積（48,949ha）に対する耕地面積は758ha（1.5%）で、その8割が田で占められています。

本市の農業経営体は337経営体で、個人経営体が325経営体（96.4%）、団体経営体が12経営体（3.6%）と大半が個人経営体です。また、個人経営体（325経営体）では、農外所得を主とする経営体（186経営体・57.2%）が過半数を占めています。

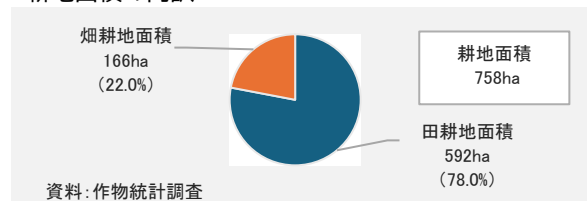
本市の経営耕地のある経営体は、小規模経営が多数を占めており、経営耕地面積1ha未満の経営体が全体の8割以上です。一方で、経営耕地面積1ha以上の経営体は数としては少ないものの、その経営耕地面積の合計は182haで、本市の経営耕地面積317haの過半数を占めています。

2. 地勢や気象条件を活かした農業

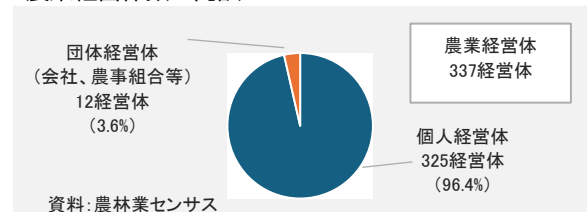
本市の農業産出額は、平成28（2016）年の14億5千万円から令和2（2020）年までは徐々に減少してきました。その後、令和3（2021）年以降の産出額は徐々に増加し、令和6（2024）年には合計18億4千万円となっています。

本市は地勢的にも気象的にも多様で、稲作や畜産のほか少量多品目の生産が盛んです。品目別の産出額は、従来上位品目となってきた畜産や米の産出額が縮小する一方、野菜の産出額が段階的に拡大し、令和元（2019）年以降は最も産出額が多い品目となっています。また、令和6（2024）年には、米の産出額が前年までに比べ大きく増加しました。

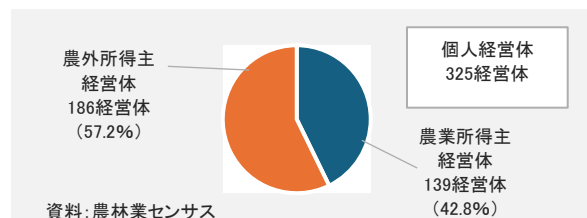
耕地面積の内訳



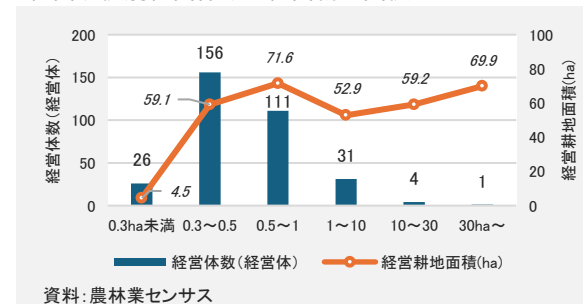
農業経営体数の内訳



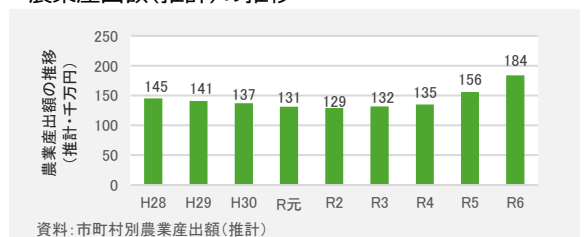
農業所得依存度別経営体数(個人経営体)



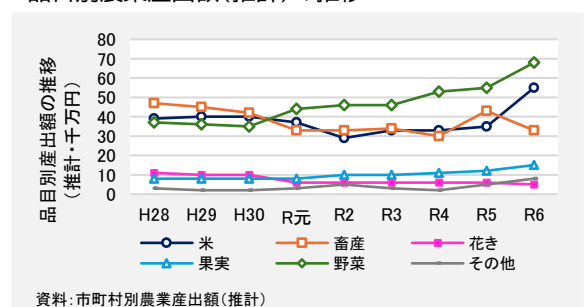
経営規模別経営体数と経営耕地面積



農業産出額(推計)の推移



品目別農業産出額(推計)の推移



【吉和地域】

まとまった水田を活かした法人化による効率的な稲作経営が展開され、冷涼な気候を活かした軟弱野菜、酪農にも取り組まれています。

また、ここ数年でルバーブ、夏いちごなど、気象条件を活かした特色ある作物の生産や農産加工が定着しています。

【佐伯地域】

まとまりのある平地は少ないものの稲作が大部分を占めています。このほか夏の多雨、昼夜の温度差を活かした長なすの生産が古くから盛んで、高い市場評価とともに特産品として流通しています。

都市近郊の立地条件を活かした観光農園・直売も盛んで、ぶどう、梨、栗、いちご、ブルーベリーやプラムなど多彩な農園経営がみられます。

ここ数年で認定農業者等の経営面積の拡大により、ほうれんそうを主とした軟弱野菜の生産が増えています。



ほうれんそう



長なす



いちご



市長表敬訪問の様子（廿日市バラ推進協議会）

【沿岸部】

平良地区を中心に、気候条件を活かした園芸作物の生産が盛んで、バラに代表される花きの生産、古くから産地として評価の高い「いちご」（大きさや形、色など一定の基準を満たしたものを「はつかいちご」として出荷）など、特徴的な農作物が生産されています。

一方で、宅地化の進展等によって農地の維持が難しくなっている状況もあります。

そのため、市街化区域の農地維持を図るため、生産緑地制度*を整えました。



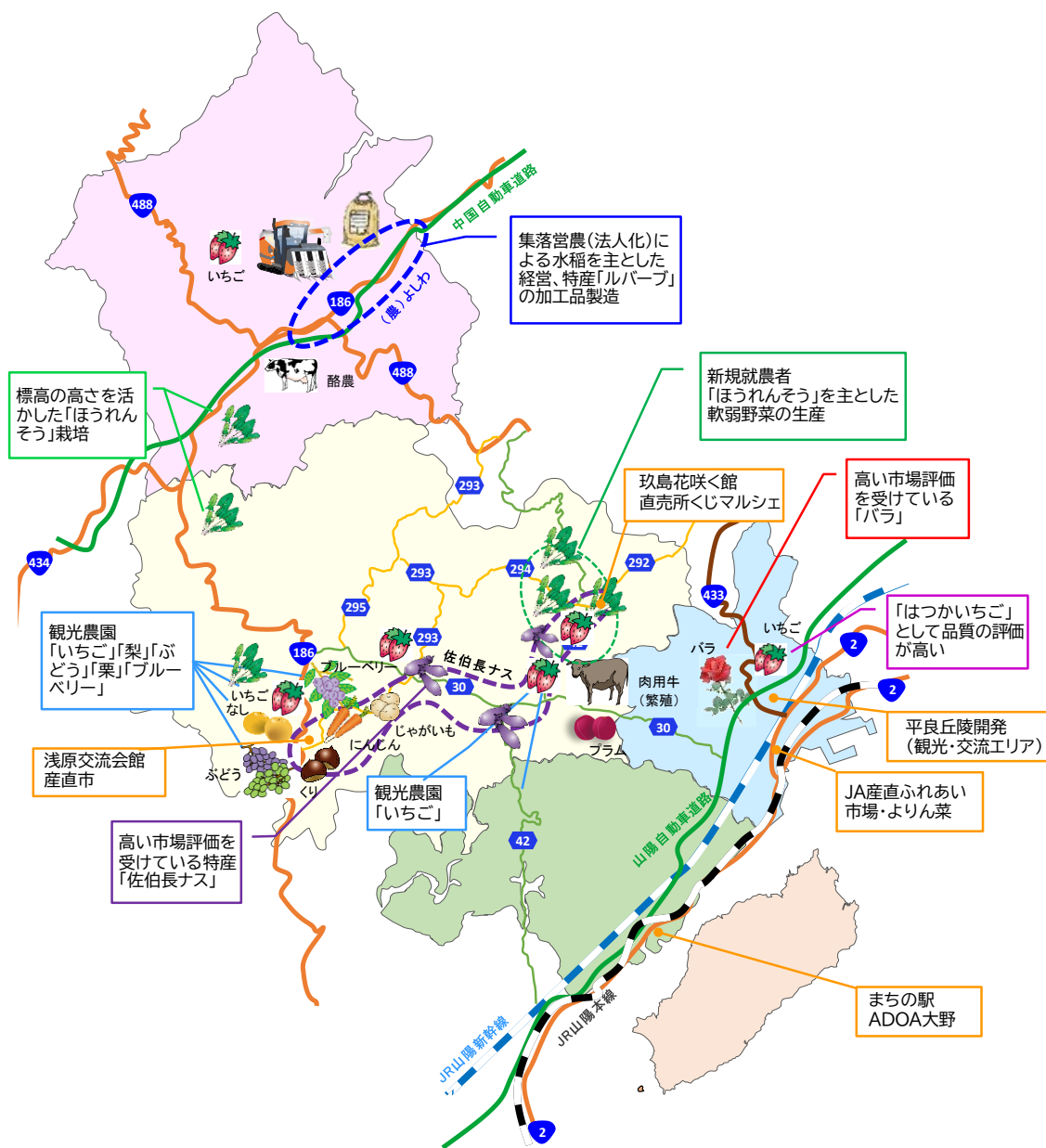
新たに生産緑地制度を導入した地区（大野地域）

*生産緑地制度：市街化区域内の農地（都市農地）を適正に保全し、緑豊かで良好な都市環境を形成することを目的に、都市計画に生産緑地地区を定める制度

3. 都市近郊の立地や観光需要を強みとした農業

本市では、J Aの生産者部会において、技術向上や販売戦略、学校給食への供給等に取り組んでいるほか、市内の産直市や近隣の量販店への販売など、都市近郊の立地を活かした流通販売が展開されています。また、観光農園での直売や産直市での販売形態が定着し、他産業と連携して農産加工や商品開発を行う動きも活発です。近年では、市内での地産地消推進への取組や有機農業など農や食への関心の広がりを通じて、農業者同士のつながりに加えて実需者、消費者との関係性が深まっています。

本市では今後、平良丘陵開発土地地区画整理事業による観光・交流エリアの整備が進むことから、農産物の安定供給や流通経路の確立、観光需要を捉えた販売戦略や付加価値向上のチャンスが高まっています。



第2節 廿日市市農業の構造変化

1. 農家及び農業経営体の動向

総農家数は5年前の1,242戸から1,021戸へと減少しています。販売農家、全体の7割を占める自給的農家ともに減少傾向が顕著です。

県内では、集落法人等の組織経営体が担い手不足を補完する動きが見られる一方、本市では農地規模が小さく、まとまった農地の確保が難しいことなどから、集落営農の法人化が進みにくい状況にあります。農業経営体の大半を占める個人経営体（法人化していない経営体）は5年前の418経営体から325経営体へと減少しています。

2. 経営規模の動向

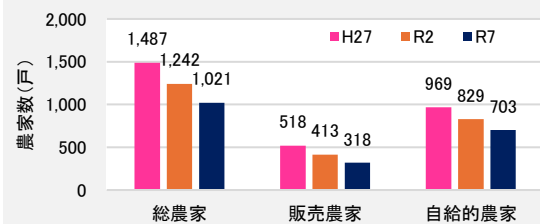
販売金額規模別の経営体数をみると、平成27（2015）年から令和7（2025）年までの10年間で、販売額50万円未満の小規模経営体がほぼ半減しています。一方で、販売額300万～500万円や1千万円～3千万円の層は年々増加しており、比較的規模の大きい経営体が増える傾向にあります。

3. 認定農業者等の動向

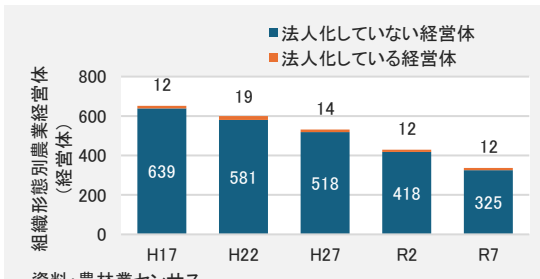
令和7（2025）年3月現在の認定農業者数は28人、認定新規就農者は6人です。経営部門では、野菜（施設野菜13人・露地野菜6人）が19人と最も多く、全体の56%を占めています。次いで、複合経営6人、花き4人などが続いています。

また、認定農業者（経営体の代表者）の平均年齢は52.2歳、認定新規就農者の平均年齢は38.8歳と、比較的若い世代が多くなっています。

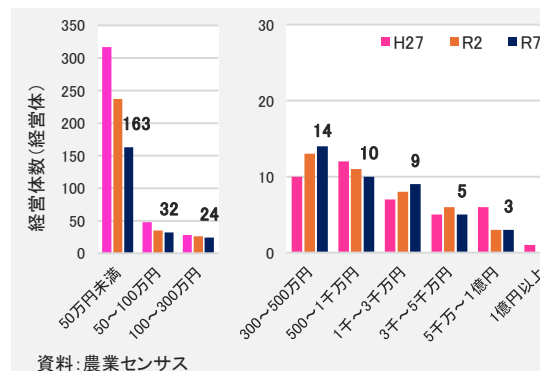
農家数の推移



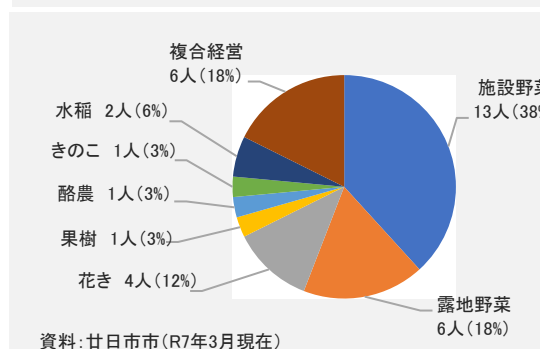
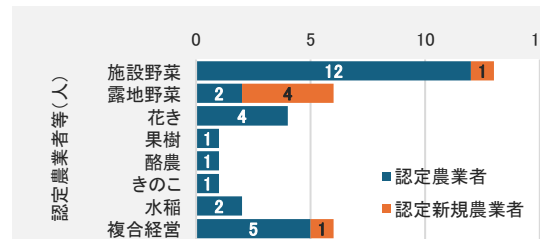
組織形態別農業経営体の推移



販売金額規模別経営体数の推移



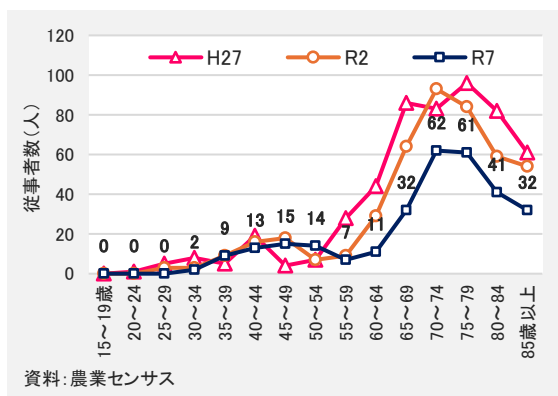
経営部門別認定農業者数及び認定新規就農者数



4. 基幹的農業従事者の動向(個人経営体)

個人経営体の基幹的農業従事者（主に自営農業に従事する世帯員）は、令和2（2020）年には特に50代後半から60代の層が減少していましたが、令和7（2025）年には60代以上の各層が大幅に減少しています。

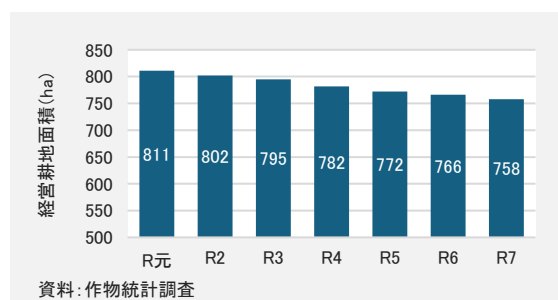
個人経営体の年齢別基幹的農業従事者数の推移



5. 農地及び農業集落の動向

耕地面積は、減少傾向が続いています。また、農地等保全対策として活用されている中山間地域等直接支払制度を活用した集落共同による保全活動等が行われていますが、今後は、こうした制度の対象区域以外についても何らかの対策を検討していく必要があります。

耕地面積の推移



集落共同の取組を行う上では、集落の規模(世帯、人口)が一定程度維持されている必要がありますが、人口減少が進むことで、集落共同の取組に支障をきたす地域が増えていく可能性があります。特に、佐伯・吉和地域を中心に共同活動が困難になるとされている10人未満の集落が増えていくことが予想されます。

農業集落別将来推計人口

単位：集落

農業集落別 将来推計人口	2025年	2030年
1～9人	7	11
10～29人	18	18
30人以上	142	138
合計	167	167

資料：将来推計人口（農林水産省）

平成27年国勢調査、令和2年国勢調査（総務省）

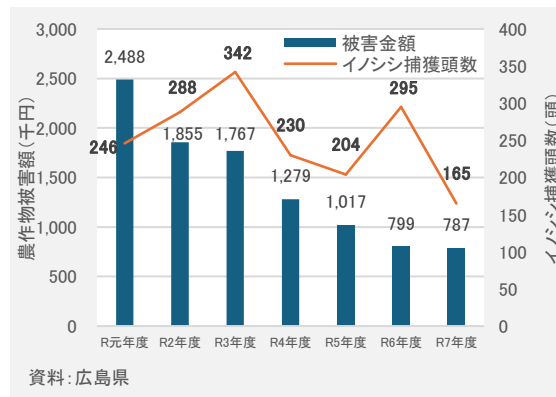
日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）

（国立社会保障・人口問題研究所）

6. 有害鳥獣による農作物被害の動向

イノシシ等の野生鳥獣による農作物被害金額は年々減少しており、令和7（2026）年度には5年前の約4割に減少しています。一方、イノシシの捕獲頭数は年度ごとに増減は見られるものの、毎年一定規模の捕獲が継続して実施されています。

鳥獣による農作物被害額とイノシシ捕獲頭数の推移



第3節 廿日市市農業の現状と課題（アンケート調査より）

1. アンケート調査の実施概要

本市の農業振興に係る現況の満足度や不足感、及び今後の施策ニーズ等を把握するため、農業・農村の現状に精通した次の対象者に向けてアンケート調査を実施しました。

「廿日市市の農業振興に関するアンケート調査」の実施概要

（1）調査目的

廿日市市農業振興ビジョン(令和3年度～令和12年度)の中間時点における見直しを行い、令和8年度からの後期期間の計画を策定するに当たり、今後の農業振興に係る施策を検討する為の資料とするため。

（2）調査対象

農区長	全ての農区長	129人
中山間代表者	全ての中山間地域等直接支払協定地区の代表者	24人
担い手	全ての認定農業者及び認定新規就農者	35人

（3）調査方法

アンケート調査票の送付・回収

（4）調査期間

令和7年10月～11月

（5）回答数・回収率

農区長	回答数	94件	回収率	72.9%
中山間代表者	回答数	20件	回収率	83.3%
担い手	回答数	22件	回収率	62.9%

（6）調査内容

- ① 農業経営の現状・課題等について
- ② 農業振興に必要な取組について
- ③ 今後、市が重視すべき施策について

2. アンケート調査結果の概要

(1) 農業経営の現状・課題について

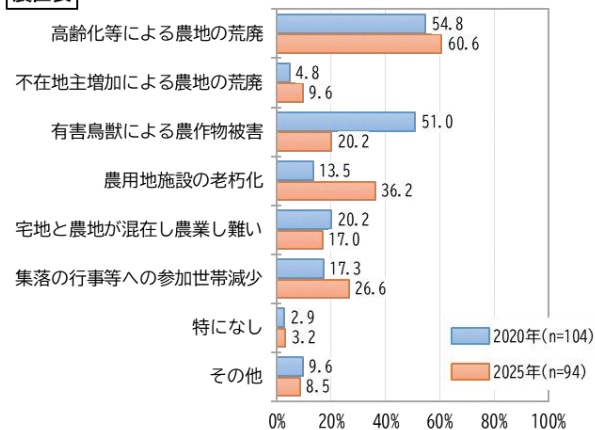
① 農区や農業全般の困りごと

農区長・中山間代表者ともに高齢化による農地荒廃が深刻化しており、担い手不足が構造的課題となっています。また、農用地施設の老朽化が顕在化し、インフラ更新や維持管理の負担が増大していることが明らかです。

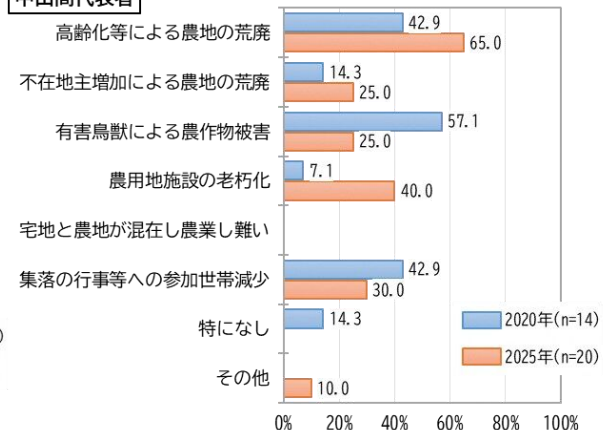
地域コミュニティの希薄化を示す行事参加の減少は農区長で上昇しており、集落機能低下が懸念されます。一方、有害鳥獣被害は大きく低下しており、防止策の効果や課題の優先度変化が示唆されます。今後は、農地保全と施設整備を軸に、地域コミュニティの維持を含めた総合的な対応が求められます。

【農区や農業全般の困りごと】

農区長



中山間代表者

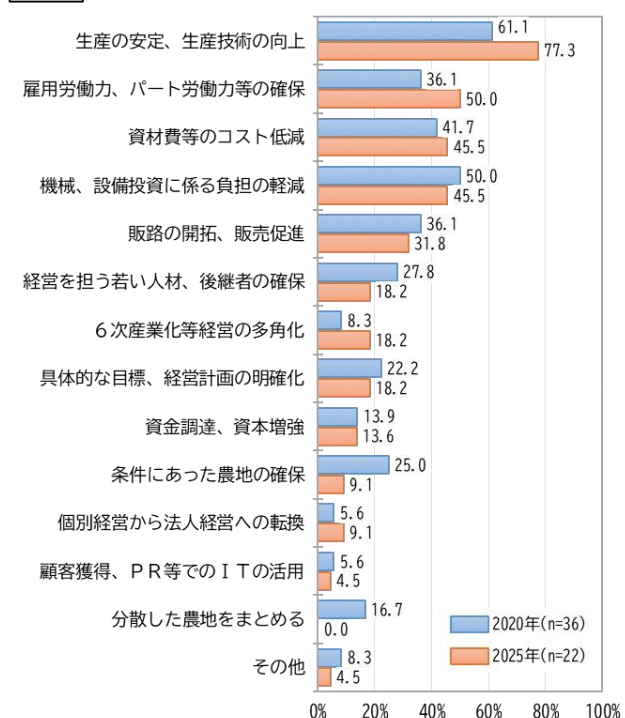


② 担い手の経営課題

担い手が最も重視しているのは、生産の安定と技術向上であり、品質確保や安定供給が農業経営における継続的な課題となっています。次いで、労働力の確保が大きな課題となっており、人手不足が深刻化していることがうかがえます。資材費などのコスト負担も依然として課題で、経営の効率化が求められています。

【現在の経営課題】

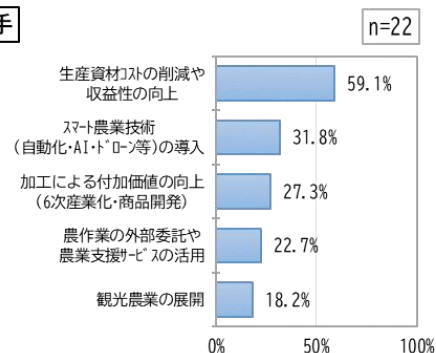
担い手



経営課題の解決に向けて関心のある取組としては、コスト削減や収益性向上への関心が最も高く、省力化や効率化を目的としたスマート農業技術の導入にも関心が寄せられています。さらに、加工による付加価値向上や、農作業の外部委託・支援サービスの活用など、収益性強化と労働力不足への対応を両立する取組が求められています。

【経営課題の解決に向けて関心のある取組】上位項目

担い手



③ 農地の状況

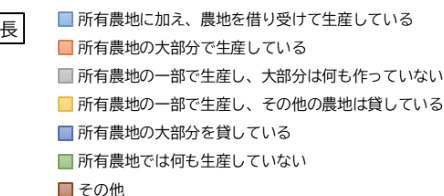
農区長は所有農地中心の経営が多い一方で、一定の荒廃化しつつある農地が存在しています。

中山間代表者では、所有農地に加えて借り受け農地を活用するケースが多く、同時に遊休化も比較的多く見られます。

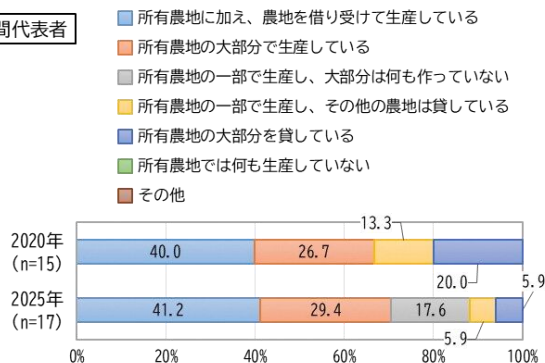
担い手は、所有農地のみで生産する農家は横ばいで推移しています。借地への依存度も高く、経営拡大に農地の借り受けが不可欠な状況がうかがえます。今後の借り受け意向については、担い手の「条件次第で借りたい」という回答がやや低下しており、借り受け環境の整備や改善が必要です。

【農地の借り受け状況】

農区長

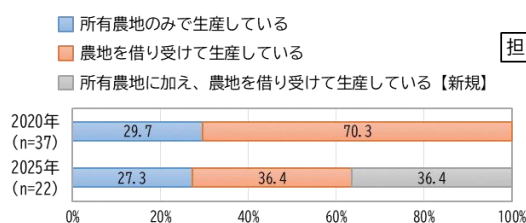


中山間代表者

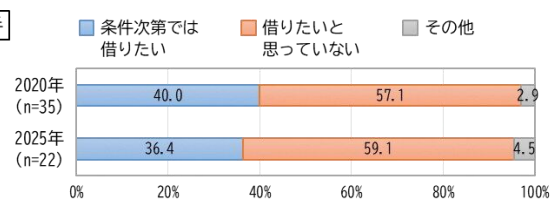


【農地の借り受け状況と今後の意向】

担い手



担い手

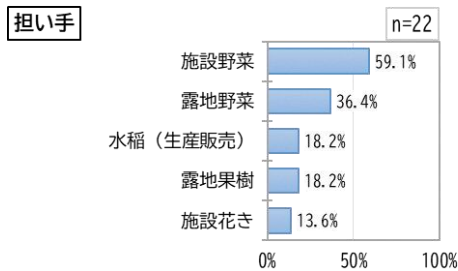


④ 農業生産の状況

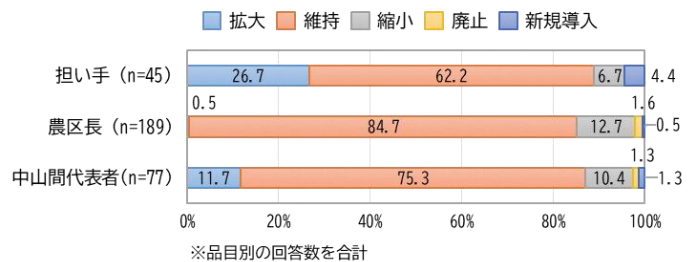
担い手は施設野菜を中心に、露地野菜も一定割合で生産しており、野菜生産が主軸となっています。農区長や中山間代表者は、水稻の生産販売を基盤とし、耕起や田植え、刈取りなどの水稻作業受託においても重要な役割を担っています。

5年後の生産規模については、全体的に現状維持を望む声が圧倒的に多く、安定志向が強い傾向があります。担い手は維持を基本としながらも、規模拡大を目指す意向が比較的強く、成長への前向きな姿勢がうかがえます。一方、農区長や中山間代表者では維持を重視しつつ、一部では縮小も見られます。

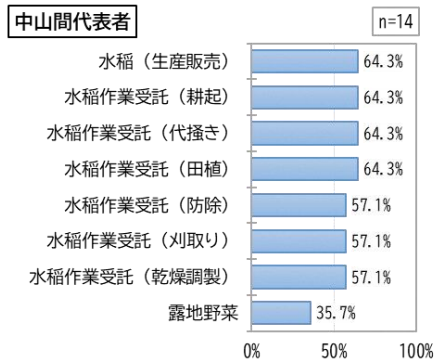
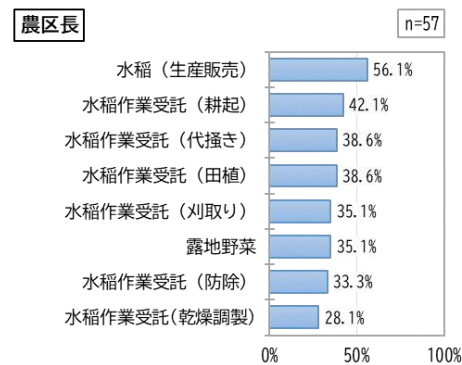
【現在の農業生産実績(品目別)】



【5年後の生産面積／規模(品目別)】



【現在の農業生産実績(品目別)】

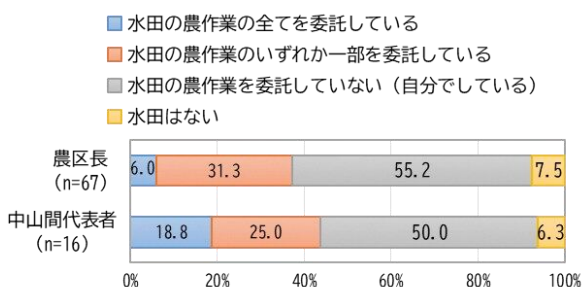


⑤ 水田農作業の状況

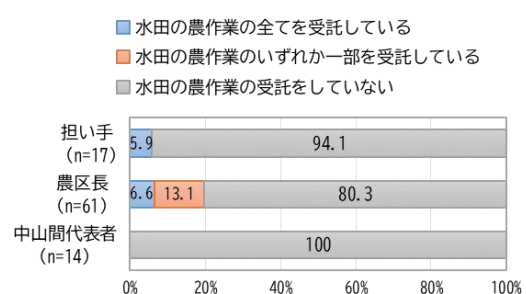
農区長は一部の作業を委託するケースが多く、全てを委託する事例は少数です。中山間地域の代表者も同様に一部委託が中心ですが、全てを委託する割合は農区長よりやや高く、委託依存度が比較的高い傾向があります。

一方、受託については、農区長や担い手において、一部または全てを受託する事例が見られます。受託している層では、機械や施設の更新に伴う費用負担、高齢化により体力的に機械作業も困難になる点が課題として挙げられています。

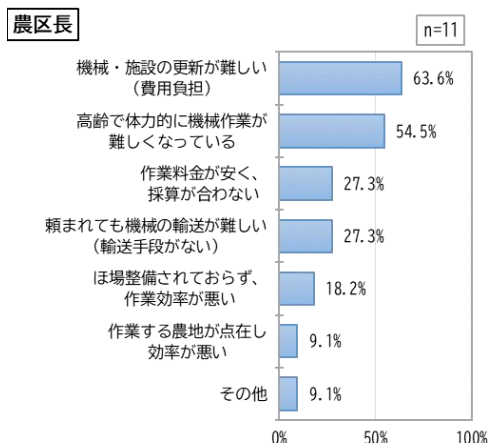
【水田の農業作業の委託】



【水田の農業作業の受託】



【受託あり:水稻の作業受託の問題点】

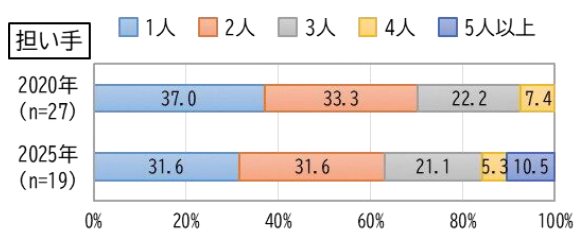


⑥ 担い手確保の状況

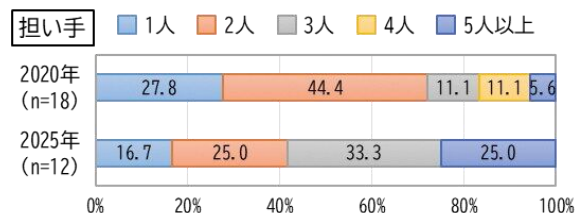
担い手における常時従事者の人数は増加傾向にあり、複数人での農業従事体制の整備が進んでいます。また、繁忙期における臨時雇用者の確保も進んでおり、必要に応じて外部労働力を活用する動きが広がっています。

労働力確保の方法は、現在は親族による協力やパート・正社員などの雇用が中心ですが、今後は地域の若者や住民の雇用、農業法人や企業への委託を重視する傾向が強まっています。特に、農業法人や企業による労働力確保や、農業支援サービス事業者の活用を検討する動きが顕著であり、今後の課題解決策として外部リソースの活用が期待されています。

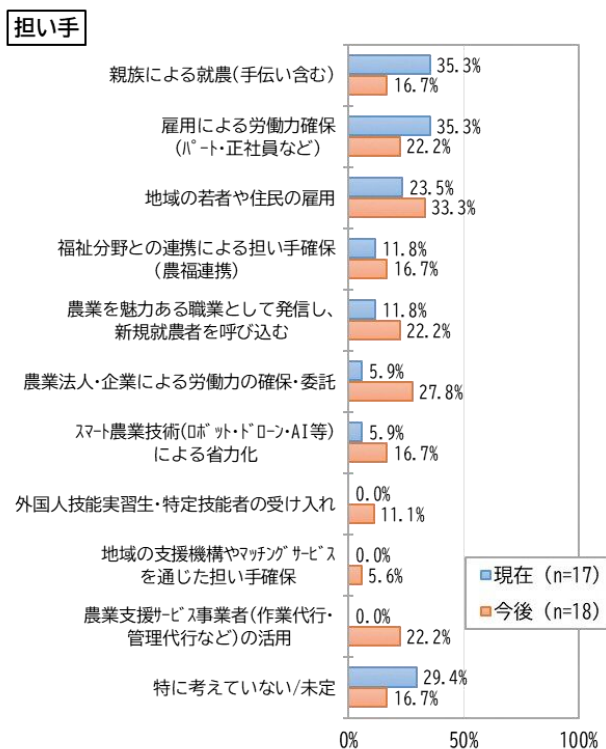
【常時従業者の人数】



【繁忙時の臨時雇用の人数】



【現在／今後の労働力の確保の取組】



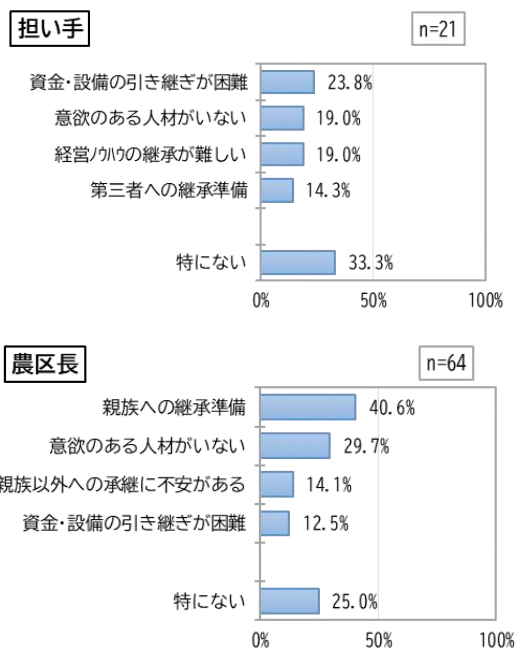
⑦ 後継者の状況

担い手と農区長では、後継者が決まっている、または候補がいる割合が増加する一方で、後継者がいないという回答も増えており、二極化が進んでいます。中山間代表者では、後継者がいる割合が大幅に増加し、後継者不在の割合は減少しており、異なる動きが見られます。

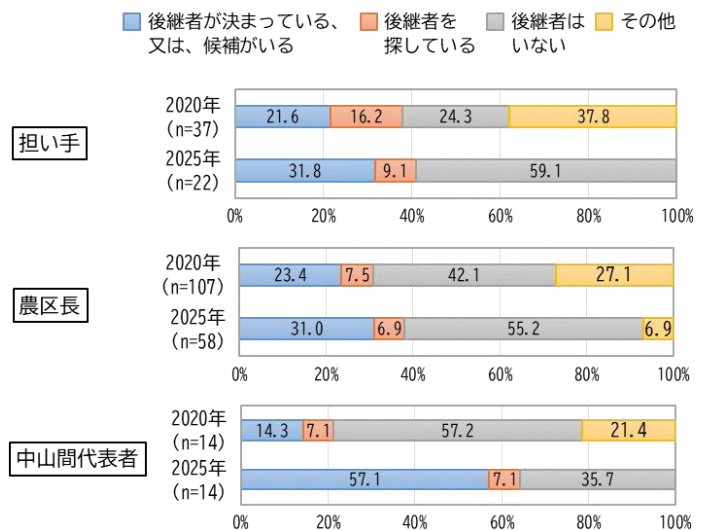
後継者がいない場合、農地の今後については「未定」とする回答が圧倒的に多く、譲渡や貸付、集積・集約化、返還・転用などの具体的な方向性はほとんど示されていません。特に、農区長においては対応策の検討が進んでいない状況です。

後継者に関する課題や懸念として、担い手では、資金や設備の引き継ぎの困難さ、意欲のある人材不足、経営ノウハウの継承の難しさが挙げられています。農区長では、資金・設備の引き継ぎに加え、親族への承継準備が大きな課題となっています。中山間地域の代表者では、親族への承継準備が突出しており、次いで意欲のある人材不足が懸念されています。

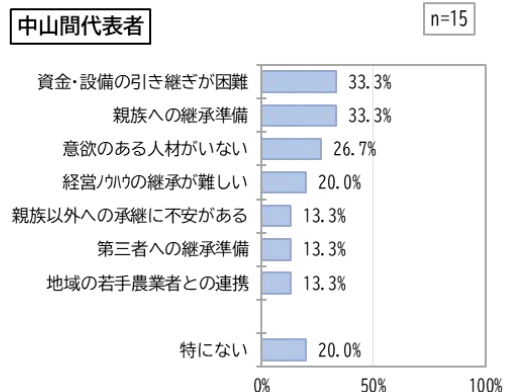
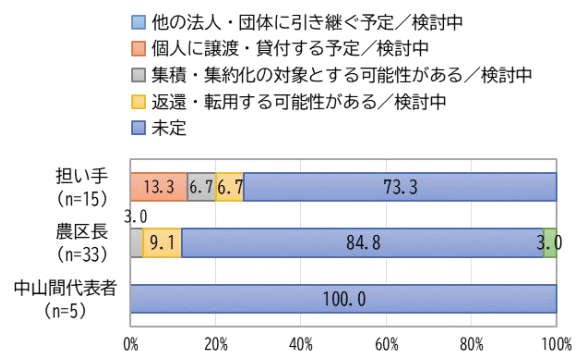
【後継者に関する課題や懸念】



【農業経営の後継者の有無】



【後継者不在：農地の今後の扱い】

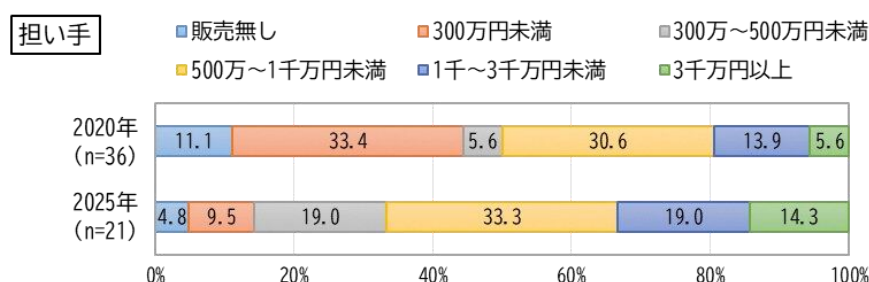


⑧ 流通・販売の状況

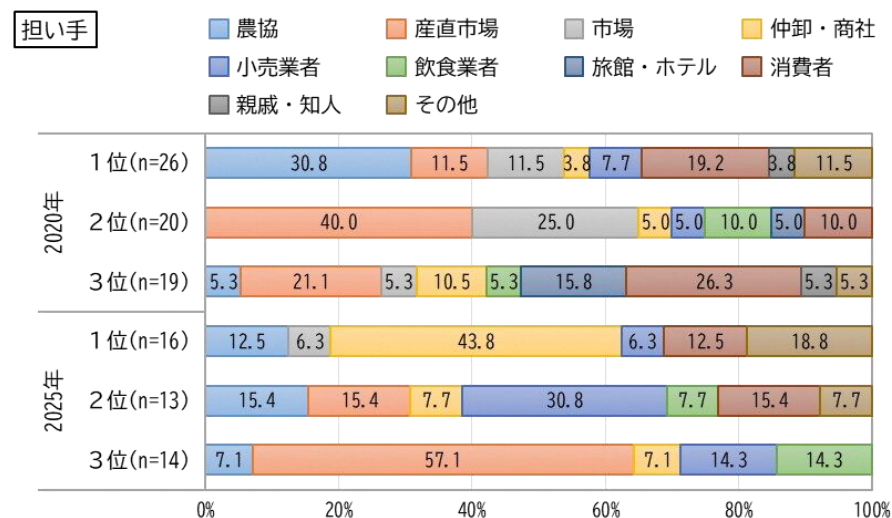
担い手の年間売上額は、300 万円未満の割合が減少し、比較的高額層の割合が増加しています。特に、500 万円以上の売上を持つ経営体が増えており、1 千万円以上の規模も拡大しています。全体として、農業経営の規模拡大や収益性の向上が進んでいる傾向が見られます。

担い手の農業生産の主軸となっている野菜の出荷先・販売先では、仲卸や商社への出荷が大きく増加し、次いで小売業者への販売も拡大しています。また、産直市場への出荷も増えており、消費者に近い販売チャネルの活用が進んでいます。販売先の多様化による担い手の販売力の強化が進んでいることがうかがえます。

【農産物等の年間売上額】



【生産する農産物の主な出荷先や販売先：野菜】



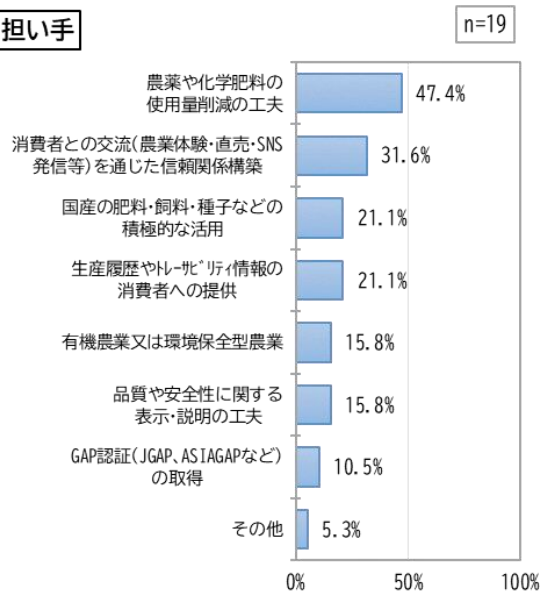
⑨ 安全安心な農産物の生産の状況

担い手において、安全安心な農産物の生産について最も関心が高いのは、農薬や化学肥料の使用量を減らす工夫であり、環境負荷の低減に向けた取組が重視されています。次いで、消費者との交流を通じた信頼関係の構築や、国産資材や種子の積極的な活用、生産履歴やトレーサビリティ情報の提供など、消費者とのつながりや安全性の確保に関する取組への関心も見られます。

現在行っている取組では、栽培記帳の徹底や農薬使用基準の順守が最も多く、いずれも前回調査より取組割合が高まっています。また、有機堆肥を使った土づくりへの取組割合も上昇しており、持続可能な農業への意識が強まっていることがうかがえます。

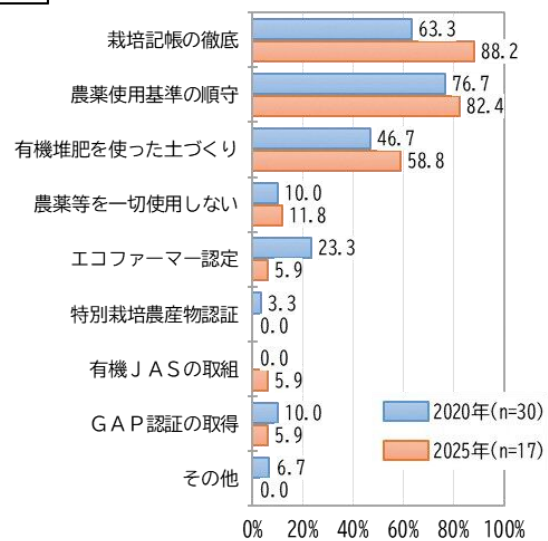
【関心のある取組】

担い手



【現在行っている取組】

担い手



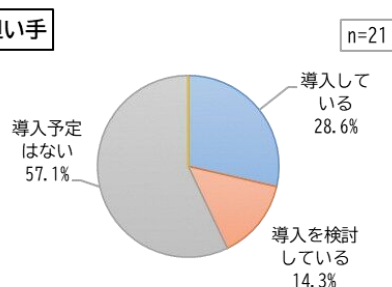
⑩ スマート農業の状況

担い手においては、スマート農業技術や機器をすでに導入している事例が一定数あり、環境制御機器や自動灌水装置、ラジコン草刈り機などが活用されています。また、導入を検討している層も存在します。

導入における最大の課題は導入コストの高さであり、費用負担が普及の大きな障壁となっています。加えて、技術や機器の選定が難しいこと、人材や知識の不足も課題として挙げられています。機器の利用方法については、購入とレンタルの希望がほぼ同程度であり、負担軽減などの目的で導入形態へのニーズが多様化しています。

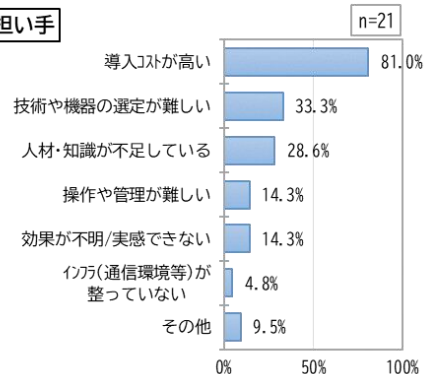
【スマート農業技術・機器の導入状況】

担い手



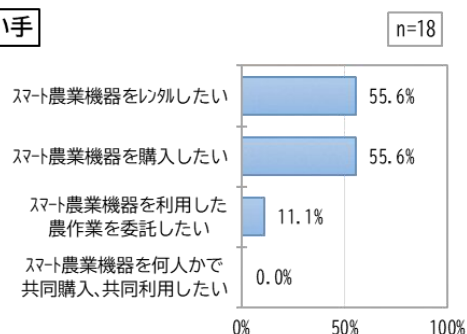
【導入における課題】

担い手



【スマート農業技術・機器の利用方法】

担い手

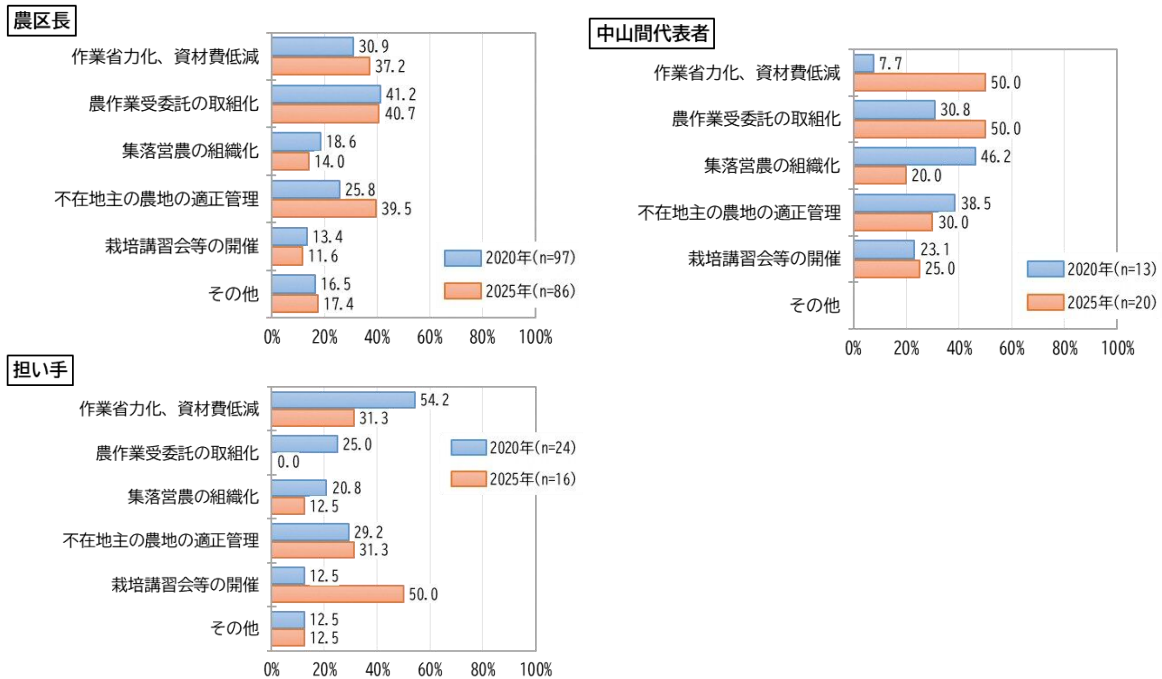


(2) 農業振興に必要な取組及び市の施策について

① 水田農業維持に必要な取組

労働力不足への対応が最重要課題であり、農作業の受委託や省力化技術の導入が強く求められています。特に中山間代表者では、作業効率化やコスト低減のニーズが上昇しており、経営負担の軽減が焦点となっています。一方、担い手層では技術習得や栽培講習会への関心が高く、現場でのスキル強化が求められています。

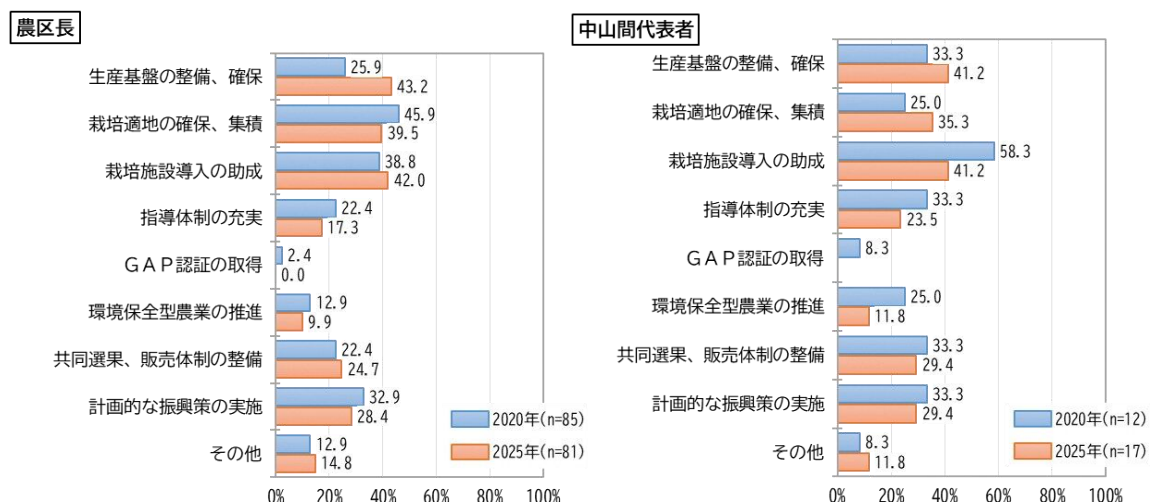
●水田農業維持に必要な取組



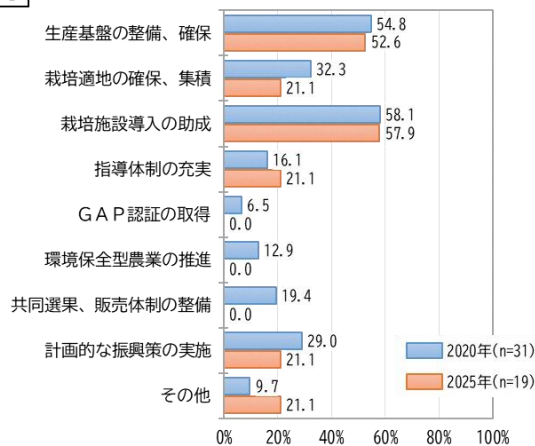
② 野菜や花き等園芸作物の生産振興に必要な取組

農区長・中山間代表者ともに基盤整備を重視する一方、担い手は栽培施設導入への助成を最優先とし、規模拡大や収益性向上への意欲がうかがえます。また、農区長と中山間代表者では栽培適地確保への関心に差があり、地形条件や農地集積の難易度等の違いが表れています。

●野菜や花き等園芸作物の生産振興に必要な取組



担い手

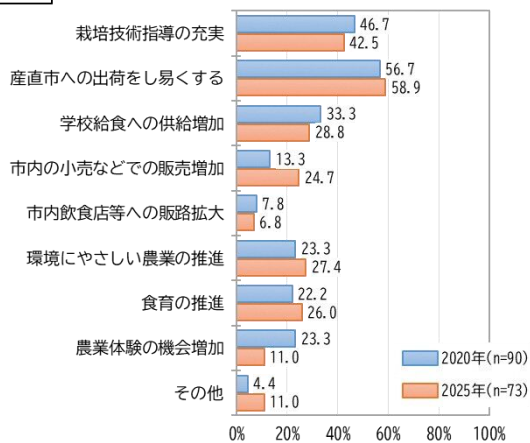


③ 地産地消に必要な取組

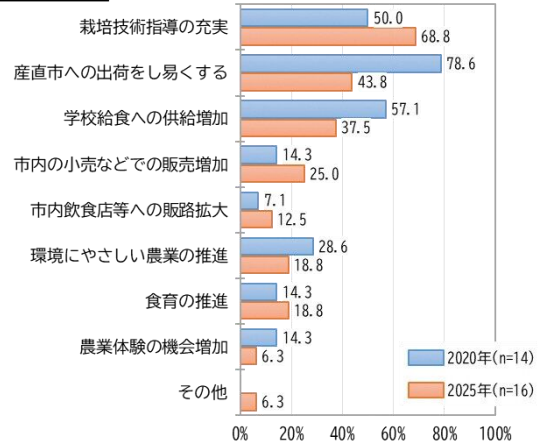
地産地消の推進には、販路整備と技術支援の両面が求められています。農区長は産直市への出荷環境改善を重視し、販売機会の確保を課題としています。一方、中山間代表者では品質向上や技術指導へのニーズが高まり、担い手は学校給食など安定的な供給先を重視する傾向があります。今後は、販路の多様化と栽培技術指導の強化が重要です。

●地産地消に必要な取組

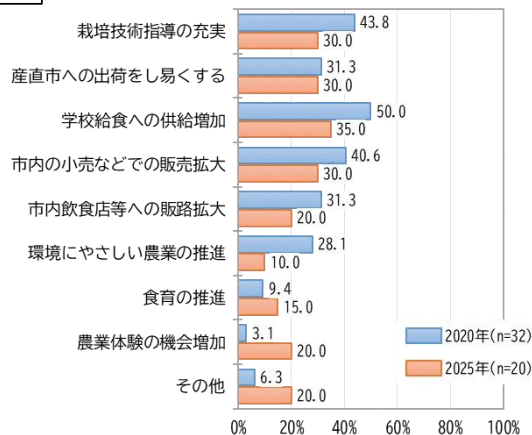
農区長



中山間代表者



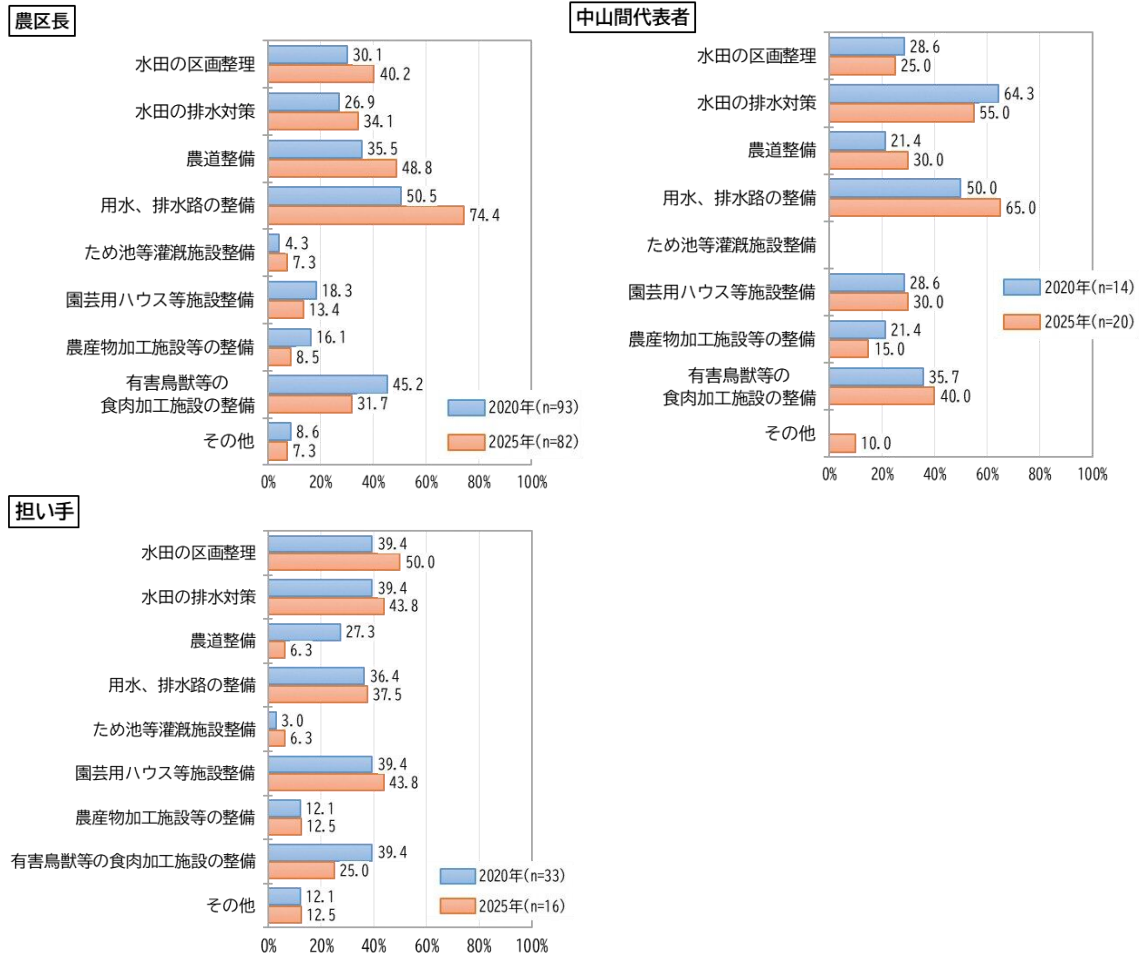
担い手



④ 農業生産基盤整備に必要な取組

インフラの老朽化への対応が急務であり、農区長・中山間代表者ともに用水、排水路の整備ニーズが高まっています。担い手は効率化に直結する水田の区画整理を重視しており、作業負担軽減と収益性向上を目的とした基盤整備が求められています。今後は、維持管理コストを抑えつつ、長期的な生産性向上を図る戦略的な整備が必要です。

●農業生産基盤整備に必要な取組

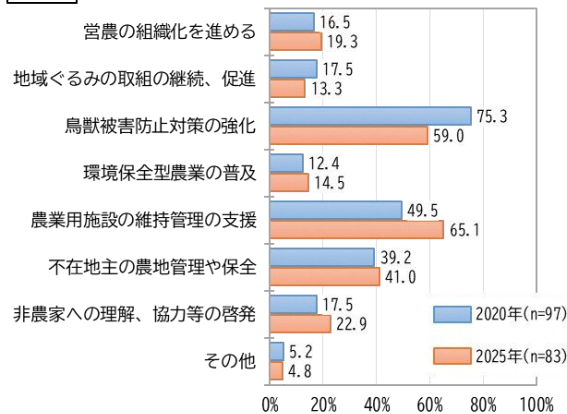


⑤ 農村環境等(農地や景観等)の保全対策に必要な取組

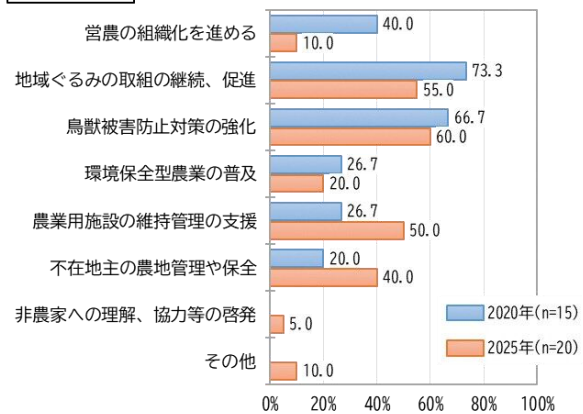
農業用施設の維持管理の負担が増大し、支援ニーズが顕著になっています。有害鳥獣対策は依然として重要課題ですが、割合はやや低下しており、他の保全課題への関心が高まっていることが示唆されます。また、不在地主の農地管理や保全の割合が上昇傾向にあり、地域全体で農地や景観等の管理を強化する必要があります。今後は、総合的な農村環境の保全体制の構築が重要です。

●農村環境等(農地や景観等)の保全対策に必要な取組

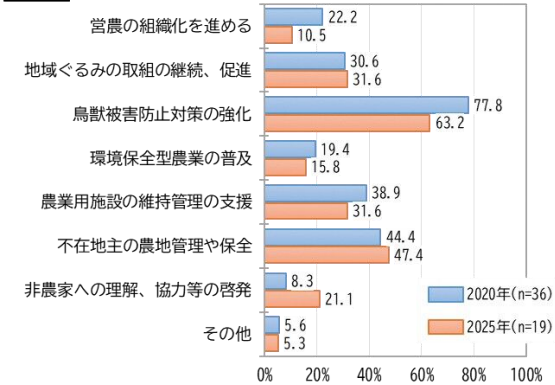
農区長



中山間代表者



担い手

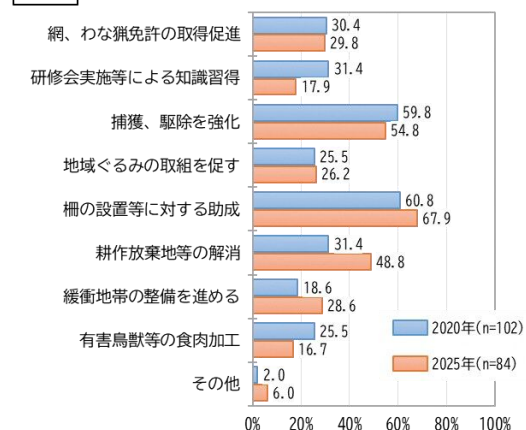


⑥ 有害鳥獣対策に必要な取組

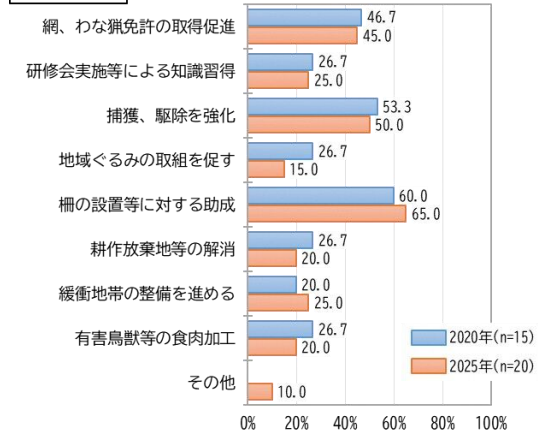
防護柵設置への助成が農区長・中山間代表者に共通して強く求められており、物理的な防除策が重要視されています。一方、担い手は耕作放棄地等の解消を最優先とし、有害鳥獣の生息環境の改善による根本的対策を志向しています。捕獲・駆除依存から、土地管理と防除策を組み合わせた総合的な被害防止戦略への転換を検討する必要があります。

●農業生産基盤整備に必要な取組

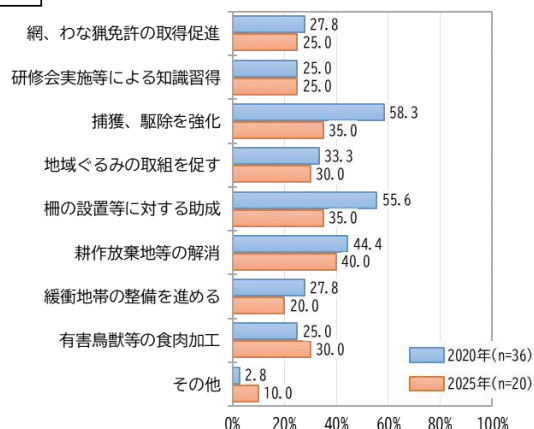
農区長



中山間代表者



担い手

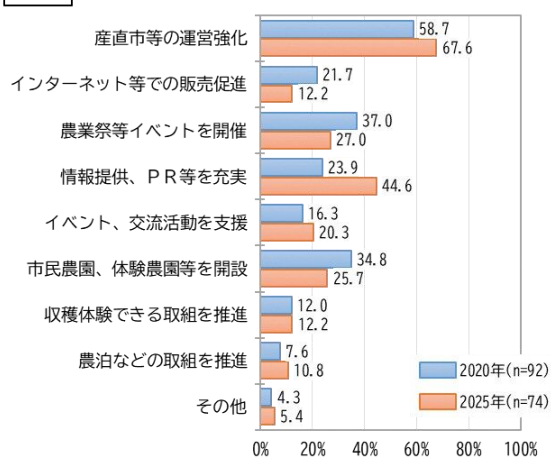


⑦ 消費者との交流に必要な取組

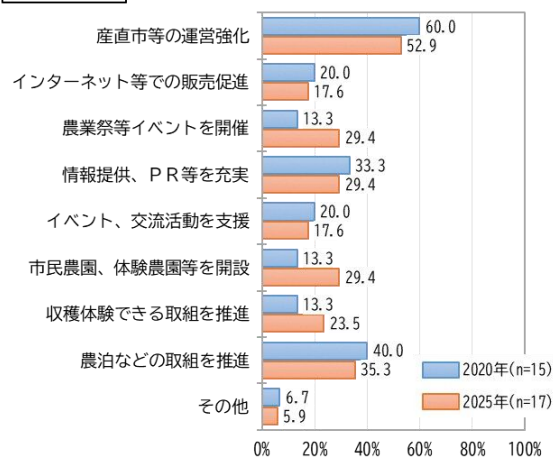
産直市の運営強化の重要性に加え、イベントや交流活動の質的向上への関心が高まっています。農区長は情報発信を重視し、担い手は体験農園やイベント開催など、消費者参加型の取組を強化する傾向があります。今後は、産直市等の販売拠点の充実に加え、体験やPR戦略を組み合わせた多様な交流手法が求められます。

●農業生産基盤整備に必要な取組

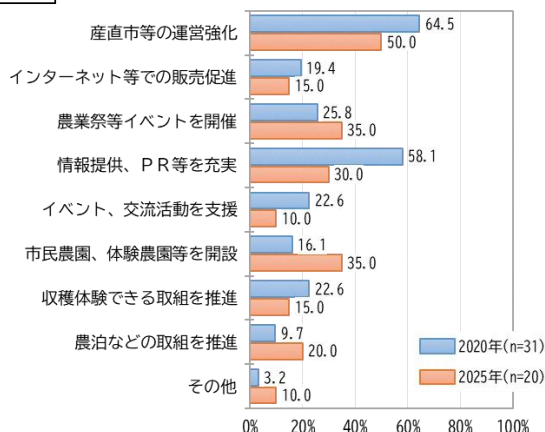
農区長



中山間代表者



担い手



(3) 今後、市が重視すべき施策（上位項目）

「生産資材コスト削減や収益性向上への支援」が、農区長・中山間代表者・担い手の全ての対象で最も重視されており、農業経営の安定化が最優先課題となっています。

農区長では、コスト削減や収益性向上への支援に加えて農作業の外部委託や農業支援サービスの活用促進、有害鳥獣対策やジビエ利用促進が重視されています。

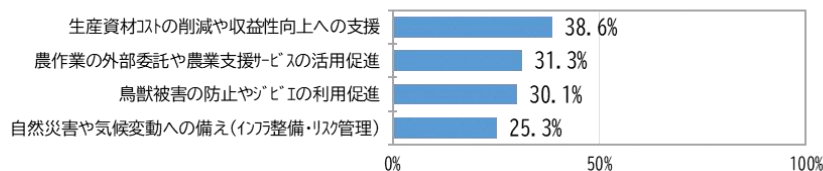
中山間代表者では、コスト削減や収益性向上への支援とともに外部委託・農業支援サービスの活用促進が特に重視されています。さらにスマート農業技術、多様な人材の確保、有害鳥獣対策、インフラ整備やリスク管理など幅広いニーズが示されています。

担い手では、コスト削減と収益性向上への支援が突出しています。このほか販路拡大や生産効率の向上、付加価値創出に関する施策への期待が見られます。

●今後、市が重視すべき施策（上位項目 ※20%以上）

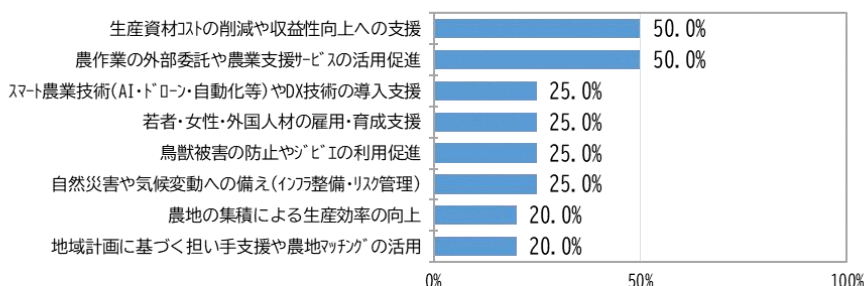
農区長

n=83



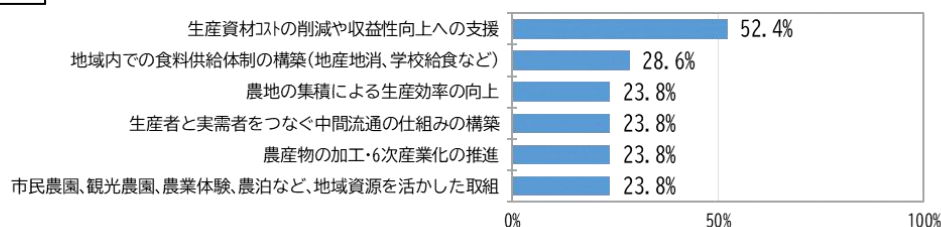
中山間代表者

n=20



担い手

n=21



第3章 | ビジョンの中間評価

第1節 成果指標に対する評価

本ビジョンの成果指標 16 項目において、令和 6 年度末の現状値で令和 7 年度の目標値を達成できている項目は 5 項目です。

※進捗状況 凡例 ◎：令和 7 年度目標値達成
 ○：令和 2 年度現状値から改善したものの目標未達成
 △：令和 2 年度現状値と同数値または後退

基本目標Ⅰ 産地や地域を支える担い手の育成

認定農業者数及び認定新規就農者数は、毎年一定程度新たに確保されていますが、一方、担い手の引退などもあり、目標には至っていません。また、高齢化等により離農していく農業者も多いため、水稻作付面積は減少傾向にあります。

成果指標	R2 現状値	R6 現状値	達成状況	R7 目標値
認定農業者数	27 人	28 人	○	38 人
認定新規就農者数	4 人	6 人	○	10 人
水稻作付面積	344ha	308ha	△	350ha
農地権利取得面積(新規設定分)	71a	57a	△	100a

基本目標Ⅱ 交流・連携を通じた農業の潜在力の発揮

「JA ふれあい産直市場出荷数」や「市内の農林水産物を購入している割合」は、増加傾向にありますが、目標達成には至っていません。また、市内産農産物の需要を拡大するために実施した生産者と実需者との交流機会の創出の事業に一定の効果があり、目標達成の要因となりました。また、農業経営体と就労継続支援事業所のマッチングを行うことで具体的な連携が実現し、農福連携に取り組む事業者数の増加につながりました。

成果指標	R2 現状値	R6 現状値	達成状況	R7 目標値
JA ふれあい産直市場出荷者数	504 人	551 人	○	580 人
市内の農水産物を購入している市民の割合	31.8%	33.2%	○	37.0%
JA 生産部会員数	44 人	41 人	△	54 人
交流会参加事業者数	-	112 人	◎	20 人
地産地消宣言店登録数 (地元農産物を使用している飲食店など)	-	13 店	◎	10 店
農福連携に取り組む事業者数(累計)	-	3 人	◎	2 人
観光農園の来客者数	5,912 人	6,300 人	○	10,000 人
イベント出展数	0 回	1 回	○	4 回

※観光農園の来客者数は、調査方法の変更に伴う推計値

基本目標Ⅲ 農地、農業用施設等の維持・継承

中山間地域等直接支払制度協定面積を維持することにより、ほ場整備農地についての生産活動は継続できていると考えられます。また、有害鳥獣の捕獲数は、未達成ながらも、被害額は減少傾向であることから、一定の成果を得ています。

成果指標	R2 現状値	R6 現状値	達成状況	R7 目標値
中山間地域直接支払制度協定面積	181ha	181ha	◎	181ha
有害鳥獣の捕獲数(イノシシ)	282 頭	295 頭	○	300 頭
耕作放棄地の解消面積	21.8a	31.5a	○	60.0a
ため池ハザードマップ	-	100%	◎	100%

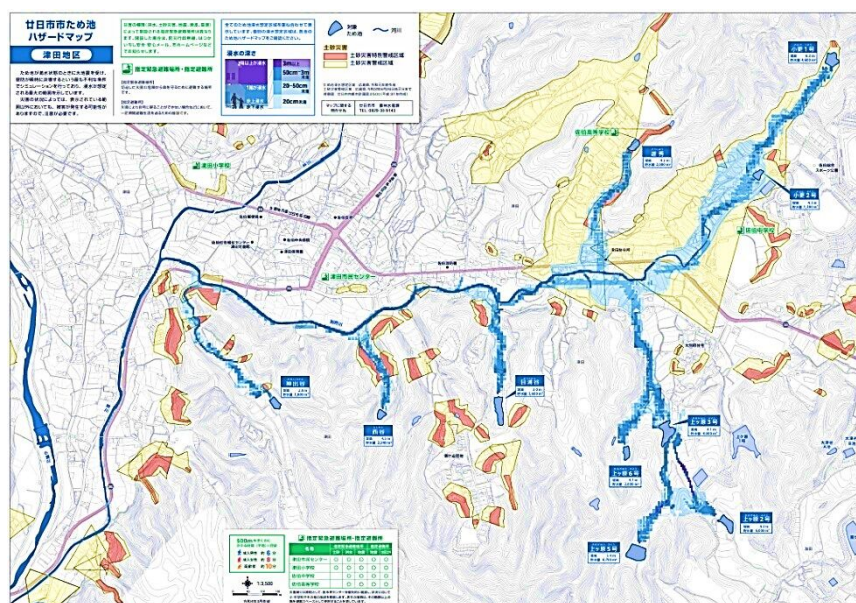
※農地権利取得面積(新規設定分)、耕作放棄地の解消面積は各年度の数値

※中山間地域直接支払制度協定面積は協定期間中(5年間)の変動なし

<地産地消の取組(はつかいち mottainai 大作戦、地産地消宣言店制度、地産地消月間)>



<防災重点農業用ため池の取組(ため池ハザードマップ)>



第2節 施策の評価（アンケート結果より）

本市の農業振興施策について、これまでの満足度と、今後の推進の必要性を農区長・中山間代表者・担い手を対象としたアンケート調査により把握した結果は、次のとおりです。

（1）満足度の高い施策（上位項目）

農区長・中山間代表者・担い手に共通して、人材育成（基本目標Ⅰ）と販路拡大（基本目標Ⅱ）に関する施策に対する満足度が高い傾向が見られ、特に産直市や学校給食など地域内需要の形成が効果を発揮しています。担い手では、人材育成に加えて、現場改善や付加価値創出に関する施策に対する満足度も高く、幅広い施策への評価が特徴です。

満足度	農区長	中山間代表者	担い手
30%台	-	-	①認定農業者の育成確保
20%台	①産直市を中心とした市内農産物の供給拡大	①産直市を中心とした市内農産物の供給拡大	-
10%台	②新規就農者の育成確保 ③学校給食への市内農産物の供給拡大と食育推進 ④農産物のブランド化の推進	②新規就農者の育成確保 ③学校給食への市内農産物の供給拡大と食育推進 ④農産物のブランド化の推進	②新規就農者の育成確保 ③農産物のブランド化の推進／ 地域農業・農産物情報のPR ⑤産直市を中心とした市内農産物の供給拡大 ⑥土地基盤等の整備 ⑦農地、農業用施設の維持促進 ⑧農福連携の推進

※満足度：「満足」・「やや満足」の割合を合算、割合は項目毎の回答者数を母数として算出

※上位3項目に網掛け

（2）不満度の高い施策（上位項目）

不満度の高い施策は、維持管理や有害鳥獣対策などハード面（基本目標Ⅲ）の課題に集中しています。また、担い手では販路拡大や担い手育成に対する不満があり、施策の実効性や支援の質を高める必要があります。

不満度	農区長	中山間代表者	担い手
60%台	①農業用施設の適正管理の推進	①農業用施設の適正管理の推進	-
50%台	②有害鳥獣対策の推進 ③水田農業の担い手確保	②有害鳥獣対策の推進	-
40%台	④土地基盤等の整備 ⑤農地、農業用施設等の維持促進 ⑥多様な担い手の育成	③水田農業の担い手確保 ④土地基盤等の整備 ⑤農地、農業用施設等の維持促進 ⑥多様な担い手の育成	①産直市を中心とした市内の産物の供給拡大 ②多様な担い手の育成

※不満度：「不満」・「やや不満」の割合を合算、割合は項目毎の回答者数を母数として算出

※上位3項目に網掛け

(3) 拡充ニーズの高い施策（上位項目）

農区長・中山間代表者・担い手に共通して、有害鳥獣対策、農地・施設維持管理に対する拡充要望があり、ハード面の課題解決が急務となっています。また、新規就農者や多様な担い手の確保は、農業の持続性確保に不可欠であり、人材育成の強化が求められています。さらに、産直市や学校給食など地域内需要の拡充に加え、ブランド化・情報発信・6次産業化など、付加価値創出への期待も高くなっています。

今後の農業振興施策について、有害鳥獣対策、担い手育成、農地・農業施設維持、ブランド化、地域内需要の拡大に関する施策の拡充ニーズが示されています。

拡充 ニーズ	農区長	中山間代表者	担い手
80%	-	①農産物のブランド化の推進	-
70%	①有害鳥獣対策の推進	②多様な担い手の育成／農地、 農業用施設等の維持促進 ④学校給食への市内農産物の供 給拡大と食育推進	①有害鳥獣対策の推進 ②産直市を中心とした市内農産 物の供給拡大 ③農地、農業用施設等の維持促進
60%	②農業用施設の適正管理の推進 ③農地、農業用施設等の維持促進	⑤有害鳥獣対策の推進 ⑥地域農業・農産物情報の PR ⑦水田農業の担い手確保／農業 用施設の適正管理の推進 ⑨6次産業化・農商工連携の推進 ／農福連携の推進	④新規就農者の育成確保／農産 物のブランド化の推進 ⑥学校給食への供給拡大と食育 推進

※拡充ニーズ：施策の必要性(拡充・維持・縮小)のうち「拡充」の割合、項目毎の回答者数を母数として算出
※上位3項目に網掛け

【参考：アンケートにおける選択肢一覧】

1. 認定農業者の育成確保
2. 新規就農者の育成確保
3. 水田農業の担い手確保
4. 多様な担い手の育成
5. 産直市を中心とした市内農産物の供給拡大
6. 学校給食への市内農産物の供給拡大と食育推進
7. 農産物のブランド化の推進
8. 農業と他産業の交流促進
9. 6次産業化・農商工連携の推進
10. 農福連携の推進
11. 農業体験等を通じた農業理解の促進
12. 地域農業・農産物情報の PR
13. 農地、農業用施設等の維持促進
14. 有害鳥獣対策の推進
15. 土地基盤等の整備
16. 農業用施設の適正管理の推進

第3節 見直しに向けた主要課題

成果指標及びアンケートによる課題やニーズを踏まえた廿日市市農業振興ビジョンの基本目標ごとの主要課題は、次のとおりです。

基本目標Ⅰ 産地や地域を支える担い手の育成

認定農業者数及び認定新規就農者数について、一定程度の確保は図られているものの、農業者の高齢化や引退、経営規模縮小等により、担い手全体としては減少傾向にあり、目標達成には至っていない状況です。特に、水稻作付面積の減少が続いており、新たな担い手の確保が進まないことに加え、不在地主の増加等に伴い、農地の集積・集約が円滑に進んでいないことが背景にあると考えられます。

このまま担い手不足が進行した場合、耕作放棄地等の増加や水路をはじめとする地域の農業施設等の維持が困難となり、農業生産基盤そのものの弱体化につながる恐れがあります。今後の見直しにおいては、新規就農者の確保に加え、既存農業者の経営継続や円滑な世代交代、農地の引き受け体制の構築など、「担い手を増やす施策」と「担い手を支え、引き継ぐ施策」を一体的に推進する視点が求められます。

基本目標Ⅱ 交流・連携を通じた農業の潜在力の発揮

市内農産物の購入割合や産直市場出荷者数は増加傾向にあり、地産地消の取組について一定の成果が認められるものの、目標達成には至っていない状況です。

学校給食や飲食店等における市内産農産物の活用、生産者と実需者との交流促進、農福連携の取組など、個別施策においては成果が見られる一方、安定的な供給体制や継続的な取引関係の構築には課題が残されています。その背景として、生産者側の出荷調整の負担、実需者側の安定供給への不安、中間的な調整役や流通機能の不足などが挙げられます。また、6次産業化や農商工連携、農産物のブランド化など、付加価値の高い農業が徐々に進みつつあるものの、商品開発や販路開拓を継続的に行う体制が十分に整っていない状況があります。

今後は、交流やイベントにとどまらず、生産から流通・販売までを見据えた仕組みづくりや、関係者をつなぐコーディネート機能の強化など、農業の潜在力を持続的に発揮できる体制構築が求められます。

基本目標Ⅲ 農地、農業用施設等の維持・継承

中山間地域等直接支払制度の活用により、一定の農地維持は図られているものの、農地や農業用施設の維持管理については、依然として課題が多い状況です。

農業用施設や土地基盤の老朽化が進行する中、生産者や地域住民の高齢化により、草刈りや水路管理、ため池の点検等の作業負担が増大しており、現行の体制では持続的な維持管理が困難となりつつあることがうかがえます。また、有害鳥獣対策については、個人による防除対策の支援と捕獲班による捕獲を進めており、被害面積の減少など一定の成果が見られるものの、対策の継続性や総合的な防止対策の検討が課題です。

今後は、農地や農業用施設を一律に維持するのではなく、地域の実情を踏まえた優先順位付けや、維持管理の省力化、外部人材の活用など、新たな管理手法の検討が必要となっています。

第4章 | ビジョン見直しの基本的な考え方

第1節 農業振興の基本方針

基本理念、基本目標及び施策課題は、廿日市市農業振興ビジョンの計画期間において一貫して取り組みます。

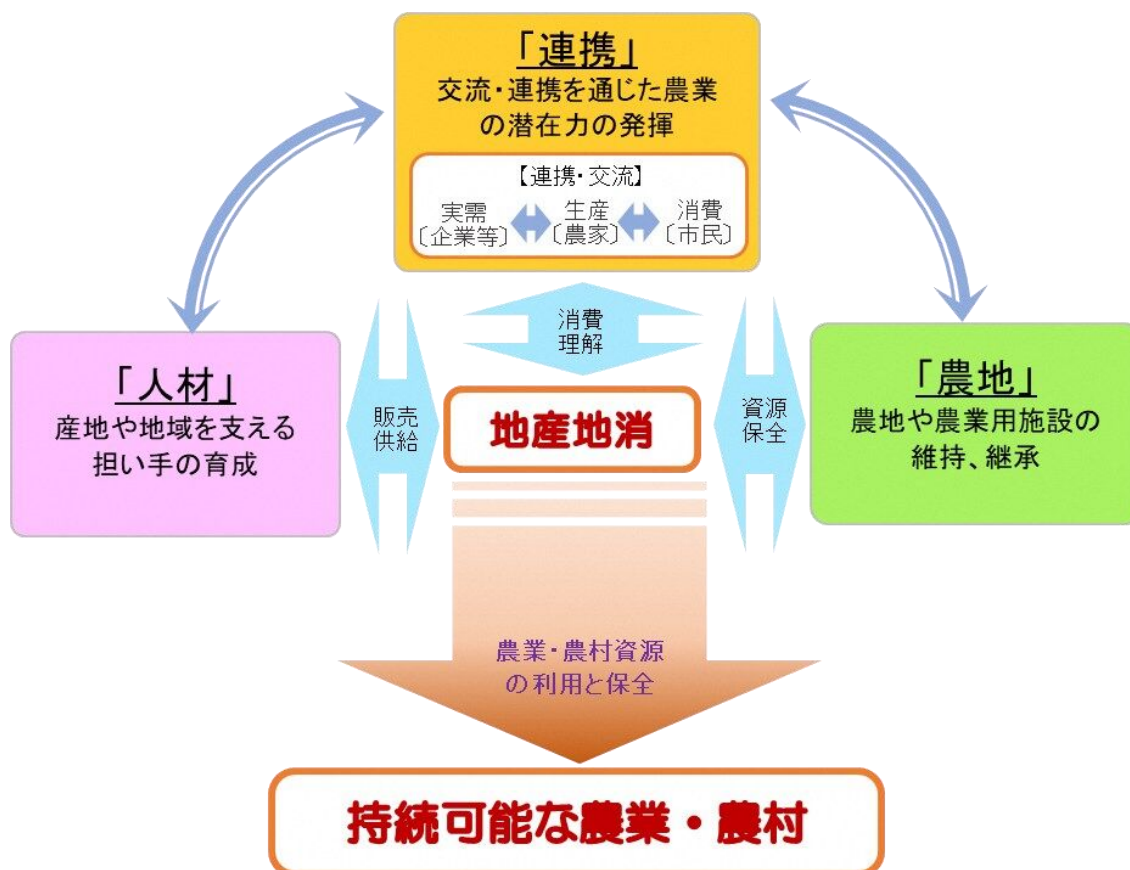
また、基本的な考え方及び施策の展開方向について、市民（消費者・実需者）・農業者（農業者・農業法人等）・支援機関（産業経済団体・J Aひろしま・廿日市市）で共有して理解を深め、ビジョンの基本理念である「地産地消ですすめる 持続可能な農業・農村づくり」の実現を目指します。

＜基本理念・基本方針＞

地産地消ですすめる 持続可能な農業・農村づくり

＜基本目標＞

- I 産地や地域を支える担い手の育成
- II 交流・連携を通じた農業の潜在力の発揮
- III 農地、農業用施設等の維持・継承



第2節 ビジョン見直しのポイント

1. 国の動向 「食料・農業・農村基本計画」(令和 7 年 4 月)のポイント

食料・農業・農村基本計画の基本理念は、「食料の安定供給の確保」、「農業の有する多面的機能の発揮」、「農業の持続的な発展」、そして「農村の振興」です。2025 年の基本計画の見直しにより、「国民一人一人の食料安全保障の確保」、「新たに環境と調和のとれた食料システムの確立」が基本理念として追加されました。

【食料・農業・農村基本計画のポイント】

◆国民一人一人の食料安全保障の確保
「国内生産の増大」…農地総量の確保、生産性の抜本的向上による「食料自給力の確保」

◆農業の持続的な発展
多様な担い手の確保に伴う農地活用、農業法人等による農業経営の基盤強化、農業サービス事業体の育成、農地の基盤強化

◆農業の有する多面的機能の発揮
農業経営の「収益力強化」と農業者の「所得向上」…水田農業を含めた農業の構造転換、スマート農業の導入促進、新品種の開発 等

◆食料の安定供給の確保
「海外から稼ぐ力」を強化…農水産物及び食品の輸出額を、2030 年に 5 兆円に設定

◆新たに環境と調和のとれた食料システムの確立
自然循環機能の維持増進に配慮した農業生産を促進

◆農村の振興
農地保全に資する共同活動、農村関係人口の増加、都市農村交流の推進、農福連携、鳥獣害の対策

【廿日市市農業振興ビジョンへの反映】

本市の「食料自給力の確保」に向け、「持続できる地産地消の推進」と「農産物が届く仕組みの構築」

「多様な担い手」の確保、「農地の集約化」、「集落営農組織や農業法人等」の基盤強化、「農業支援サービス事業体」の育成、「農業生産基盤」の維持存続、「6 次産業化」による付加価値の創出

農地を引き継ぐ「多様な担い手の確保」、「スマート農業の導入支援」による生産性向上、「知的財産を活用」した「地域ブランド」、「気候変動を踏まえた栽培技術や作付け」の研究 等

世界遺産の島・宮島、開業続くホテル旅館を背景に、「インバウンド消費をとらえた地元食材及び食品の提供」

有機農業や減農薬使用等の「環境負荷の低い農産物の生産振興」、消費者への「情報発信と購入の場づくり」

「農村型地域運営組織」の設立検討、中山間地域の「農地保全」と「関係人口をとらえた交流型農業」の推進、「有害鳥獣対策」、「福祉施設や教育機関」との連携

2. 広島県の動向 「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」改定版のポイント

「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」改定版では、農業者の高齢化や労働力不足による農業産出額の減少が懸念される中、条件不利な中山間地域が大部分を占める本県で、持続可能な農業を行うためには、新規就農者の確保と企業経営への発展による地域農業を支える担い手育成の仕組みづくり、生産性の高いビジネスモデルへの転換、担い手への農地の集積・集約化などによる地域における農地の有効活用を一体的に進める必要があるとされています。これを踏まえ、担い手の確保・育成、生産性の向上、農地の有効活用といった各施策を総合的に推進するため取組の方向が再編されました。

概ね 30 年後のあるべき姿（安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン 「農林水産業」領域）

- 企業経営を実践している農林漁業者をはじめ、多様な担い手が地域の生産基盤を有効に活用することにより、生産性の高い農林水産業が展開されるとともに、安全・安心な農林水産物が安定供給されています。
- 日本一のかきやレモンに加えて、「広島和牛」や「瀬戸内さかな」などの農林水産物を核とした新たな食の産業が集積され、ひろしまブランドが向上しています。

「2030広島県農林水産業アクションプログラム」の構成

「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」の後半の5年間（令和8（2026）年度～令和12（2030）年度）を計画期間とするアクションプログラムでは、「地域資源の有効活用による担い手を中心とした持続可能な農林水産業の確立」を基本理念に、4つの施策の柱を掲げ、生産基盤をはじめとした地域資源を再確認しながら、土台となる生産体制の再構築に取り組み、持続可能な農林水産業の確立を目指しています。

1 農林水産業における生産体制の再構築

・企業経営が主となる生産構造への転換と人材の確保・育成

効率的な生産構造への転換、地域での受入体制づくり・人材育成などを通じた次世代に維持・継承させていく仕組み構築

・生産方式の最適化による生産性向上

スマート技術の活用や基盤整備、経営規模の拡大、多様な主体により生産基盤を適正管理

・顕在化している環境変化への対応

気候変動に対応した品種改良や生産安定技術の開発、環境負荷低減に向けた取組強化

2 ブランド力強化による農林水産物の価値向上

県産農林水産物のブランド力強化による高付加価値化、生産体制の強化、所得向上

3 安全・安心な農林水産物の提供

農薬の適正使用や産地情報の表示の適正化、重大な動物感染症の発生防止

4 防災力の強化と公益的機能の維持発揮

防災減災に向けた取組強化、兼業農家など多様な主体の連携による農村地域の維持活動や森林整備活動などによる公益的機能の維持発揮

【2030 広島県農林水産業
アクションプログラム 施策の方向】

(農業)

◆地域の核となる担い手の育成

県主導の研修体制構築、企業経営を目指す担い手確保、企業経営体からの独立や経営継承 等

◆担い手の経営発展に向けた生産性の向上

スマート農業の産地全体への普及、気候変動に対応した技術開発・生産体制確立、データ駆動型農業、環境負荷低減対策の強化 等

◆担い手への農地集積と基盤整備・保全管理

地域農業の目指す姿や農地の維持方針の話し合いによる整理、水稻の大規模生産の推進、多様な主体の連携による保全管理 等

(畜産業)

◆自給飼料の生産拡大等による畜産経営の体質強化

外的要因の影響を受けにくい経営への転換 等

◆食のブランド化の推進

誘客促進の取組と連動した食資源の実体験、地域に根差した食のブランド化 等

◆地産地消の推進

生産者・消費者自らによる県産品の発信促進、幼少期からの広島の食資産への理解 等

◆安全・安心な農林水産物の提供体制の確保

GAP 実践の重要性の醸成 等

◆重大な動物感染症等の発生予防・まん延防止

農場に対する啓発、衛生管理体制の指導・徹底、防疫体制の整備 等

◆防災力の強化と農地・農業用施設の適正管理

縮小・分散化した活動組織の広域化、多様な人材の参画による体制づくり支援 等

【廿日市市農業振興ビジョンへの反映】

「多様な担い手」の確保・育成

「スマート農業の導入支援」による生産性向上、「気候変動を踏まえた栽培技術や作付け」の研究、有機農業や減農薬使用等の「環境負荷の低い農産物の生産振興」

「農地の集約化」、農地を引き継ぐ「多様な担い手の確保」、「集落営農組織や農業法人等」の基盤強化、「農業支援サービス事業体」の育成

「6次産業化」や「地域ブランド化」による付加価値の創出、観光・インバウンド消費をとらえた「地元食材及び食品の提供」、中山間地域の関係人口をとらえた「交流型農業」

持続できる「地産地消の推進」と「農産物が届く仕組みの構築」、消費者への「情報発信と購入の場づくり」、「教育機関」との連携

有機農業や減農薬使用等の「環境負荷の低い農産物の生産振興」、消費者への「情報発信と購入の場づくり」

「農業生産基盤」の維持存続、中山間地域における「農地保全」、「集落営農組織や農業法人等」の基盤強化、「農村型地域運営組織」の設立検討

3. 後期期間の施策の考え方

(1) 選択と集中、施策体系の再構築

本ビジョンには、基本目標を柱に施策課題ごとに幅広い施策を網羅しています。後期期間では、今後5年間で優先度の高い施策を選択して重点的に取り組み、ビジョンに沿った効果的な展開を図ることで、より確実な成果を目指します。

その際、成果指標の達成状況とともに農業の担い手・農区長等を対象とするアンケート調査及びヒアリング調査の結果から明らかになった、本市の農業振興施策の満足度や必要性、要望等を踏まえ、選択と集中の視点から整理し、施策の展開方向へ反映します。

(2) 多様な農業者の明確化

施策の展開方向に基づく取組の実現性を高めるべく、対象となる具体的な農業者（農業の担い手等）を具体的にイメージして各施策を立案し、市民（消費者・実需者）・農業者（農業者・農業法人等）・支援機関（産業経済団体・JAひろしま・廿日市市）とともに、施策の推進及び成果の創出に取り組みます。

(3) 地域特性の反映・活用

本市の地域特性を施策の展開方向への確に反映し、積極的に活用します。

佐伯地域	中山間地域での水田農業や観光農園、交流型農業等が盛ん
吉和地域	西中国山地、高冷地ならではの気候や地勢を活かし1村1農場を展開
大野地域	子育てファミリーが増え、市内産や安全安心の農産物への関心が高い
廿日市地域	人口集積地であり、多様な店舗や事業所の需要が見込まれる
宮島地域	ホテル旅館を利用する国内客、インバウンド等に働きかけることができる

(4) 成果指標及び連携先・役割分担の明確化

成果指標の達成状況を踏まえて、既存指標の見直しや考え方の整理を行い、後期期間の進捗管理及び成果の測定及び共有に資する指標を設定します。

また、地産地消協議会等での進捗管理をはじめ、施策の推進及び成果の創出のため、組織間のさらなる連携強化を図るため、施策推進における連携先・役割分担を明記します。

第3節 後期期間の方向

廿日市市農業振興ビジョン後期期間では、農業・農村を取り巻く環境変化を踏まえ、3つの視点「人材」「連携」「農地」から計画の見直しを図り、ビジョン基本理念である「地産地消で進める 持続可能な農業・農村づくり」の実現に取り組みます。

見直しに当たり、前述の中間評価（成果と課題）とともに国・県の動向及び後期期間の考え方を踏まえ、当ビジョンの後期期間において選択・集中して取り組む施策の方向を基本目標及び施策課題ごとに整理します。

基本目標Ⅰ 産地や地域を支える担い手の育成

視点1【人材】～どのように農業の担い手を確保・育成するか？～

これまで農業を支えてきた世代の高齢化や集落の人口減少等を背景に、新たな農業の担い手や支え手をいかに確保・育成するか、という視点で整理します。

【現状】

◇直近5年間では、個人経営体－90と農業の担い手は大幅減少。法人の構成員は高齢化が進行

◇農業従事者は60代以上の減少が顕著、平均年齢は71歳→66歳に低下

◇直近10年間では、販売額50万円未満の小規模経営体が317→164とほぼ半分に減少

◇認定農業者は維持、認定新規就農者は増加、農業法人等は維持

【課題】

◆これまで農業を担ってきた世代の大幅な減少が課題であり、地域農業を支える「多様な担い手の確保・育成」が求められています。

◆新規就農者ととともに親元就農が可能な農業後継者といった「次世代の担い手の確保・育成」が求められています。

◆集落営農を担ってきた組織の高齢化が課題であり、「組織構成員の世代継承」が求められています。

◆持続可能な営農の実現には、「農業の支え手」の存在が求められています。

【後期期間の方向性】

今後は「担い手」と「支え手」の両輪から多様な人材・組織の確保・育成に取り組みます。

（農業の担い手）

- ◆認定農業者や農業法人等の多様な担い手の確保・育成
- ◆新規就農者ととともに親元就農の促進
- ◆農業法人等の次世代承継の推進
- ◆スマート農業の導入促進

（農業の支え手）

- ◆農業を支える農作業代行サービス事業者の確保・育成
- ◆若者・女性・外国人材の雇用育成支援

基本目標Ⅱ 交流・連携を通じた農業の潜在力の発揮

視点2【連携】 ～交流・連携を通じて、どのように儲かる農業を実現するか？～

地産地消を推進するためには、どのように持続可能に生産・出荷・流通・販売が連携することが必要か、という視点で整理します。

あわせて、都市近郊の立地環境や国内・海外の観光客が来訪する観光地といった地域特性を活かして、交流や連携を通じて、どのように付加価値の高い農業が実現できるか、という視点で整理します。

【現状】

- ◇少量多品目を生産する農業者が多く、市内外の産直市や量販店等で販売
- ◇学校給食には市内産農産物を継続して供給、生産者と連携した食育も推進
- ◇新たなホテルや旅館の進出、飲食店や土産店等が増える中、成長する観光需要をとらえた商品やサービスの開発、販売、集客のチャンスあり

【課題】

- ◆生活者である市民とともに、来訪する観光客、食品製造者、学校等といった多様な実需者に「地元農産物を届ける多様な中間流通」が求められています。
- ◆「こどもが主役のまち」を目指す中、「学校給食への供給及び食育の継続」が求められています。
- ◆販売チャンスが広がる中、他産業等との連携により「地元農産物を活かした魅力ある加工品」が求められています。
- ◆観光客や市民とのふれあいや共感の輪が広がる「体験交流できる農の現場」が求められています。

【後期期間の方向性】

今後は「地産地消」「加工・販売」「体験・交流」の連携を図りながら、地域特性を活かした付加価値の高い農業に取り組みます。

- ◆生産者と実需者がつながる中間流通の仕組みづくり
- ◆地元農産物を活かした6次産業化の推進
- ◆体験交流が楽しめる農業の推進
- ◆持続可能な生産に向けた生産資材コストの削減や収益性向上への支援

基本目標Ⅲ 農地、農業用施設等の維持・継承

視点3【農地】 ～どのように農地や農業用施設等の維持、継承を実現するか？～

農業・農村の担い手が不足する中、農地や農業用施設を維持管理するには、どのような手段や取組が有効か、という視点で整理します。

あわせて、不在地主が増加する中、集落の農地を承継及び活用するには、どのような対策が必要か、という視点で整理します。

そして、さまざまな地域課題が取り巻く中、持続可能な農村づくりの視点から整理します。

【現状】

◇耕作放棄地の増加が続いており、小規模農家の農地利用が後退している状況

◇佐伯・吉和地域を中心に、今後10人未満の集落の増加が見込まれ、農地の荒廃や農業用施設の維持管理が困難になる恐れ

◇加えて、農村での移動や買物、福祉等の暮らし面の支障が生じる懸念あり

◇高齢化や過疎化が進む農村では、労働力不足や不在地主化が深刻

【課題】

◆「意欲の高い農業者に、農地を計画的に集約」することが求められています。

◆農業の多面的な機能を維持するためには、農業者や住民等の参画による「農業用施設の適正な管理」や「有害鳥獣対策の強化」が求められています。

◆持続可能な農業や暮らしを維持するためには、多様な主体による「暮らし続けられる農村に向けた包括的な運営」が求められています。

◆担い手の高齢化や労働力の不足等に対応するためには、「ICTやデジタル技術の活用による農業現場や暮らしの革新」が求められています。

【後期期間の方向性】

今後は「農地集約」と「農村運営」を軸に、「テクノロジーによる適正管理や課題解決」に取り組み、農地と農業用施設の維持継承に取り組みます。

◆農地の集約化による効率的な農業経営の基盤づくり

◆農業インフラの適正管理、更新投資

◆有害鳥獣対策の強化

◆これらを進めるための持続可能な農村運営の実現

参考：ビジョン見直しの対照表

基本目標	施策課題	ビジョン(計画期間)		中間見直し(後期期間)
Ⅰ 産地や地域を支える担い手の育成	1. 廿日市市の農業をリードする経営力の高い担い手の育成	(1)認定農業者の育成・確保 (2)新規就農者の育成・確保		(1)認定農業者等の多様なニーズに応じた確保・育成に向けた支援 (2)新規就農者や農業後継者の確保・育成に向けた支援
	2. 地域を支える多様な担い手の育成	(1)水田農業の担い手確保 (2)多様な担い手の育成		(1)営農組織の強化・再編による持続可能な水田農業 (2)営農支援や農地活用に取り組む新たな農業者の確保・育成
Ⅱ 交流・連携を通じた農業の潜在力の発揮	1. 立地を活かした販売力の強化	(1)産直市を中心とした市内農産物の供給拡大 (2)学校給食への市内産農産物の供給拡大と食育推進 (3)農産物のブランド化の推進		(1)生産者と実需者がつながる地元農産物の中間流通の仕組みの構築
	2. 産業連関による新たな価値と経済循環の創出	(1)農業と他産業の交流促進 (2)6次産業化・農商工連携の推進 (3)農福連携の推進		(1)6次産業化・ブランド化の推進による儲かる農業の推進・食品ロスの削減
	3. 農業・農村資源を活かした交流促進	(1)農業体験等を通じた農業理解の促進 (2)地域農業・農産物情報のPR		(1)体験交流型農業の推進による農と食への共感づくり
Ⅲ 農地、農業用施設等の維持・継承	1. 農地・農業用施設等の維持	(1)農地、農業用施設等の維持促進 (2)有害鳥獣対策の推進		(1)農地、農業用施設の維持 (2)有害鳥獣対策の推進と捕獲鳥獣の資源化の検討
	2. 農業生産基盤等の整備	(1)土地基盤等の整備 (2)農業用施設の適正管理の推進		(1)農業用施設等の適正管理と農地の維持継承 (2)地域計画の推進による持続可能な農村コミュニティづくり

第4節 後期期間の施策体系

3つの基本目標と施策課題を柱とした施策の展開方向は、以下のとおりとします。

基本理念 基本方針	基本目標	施策課題	【後期期間】 施策の展開方向
地産地消ですすめる持続可能な農業・農村づくり	Ⅰ 産地や地域を支える担い手の育成	1. 廿日市市の農業をリードする経営力の高い担い手の育成	(1)認定農業者等の多様なニーズに応じた確保・育成に向けた支援 ①認定農業者の育成と成長促進 ②スマート農業の導入支援 ③地域の核となる経営体の次世代への承継 ④新たな担い手の確保・育成
			(2)新規就農者や農業後継者の確保・育成に向けた支援 ①はつかいち版新規就農プラットフォームの構築 ②農業後継者の確保・育成 ③第三者承継のサポート ④JAひろしま等との連携による就農支援 ⑤兼業農家の確保
		2. 地域を支える多様な担い手の育成	(1)営農組織の強化・再編による持続可能な水田農業 ①持続可能な水田農業の実現 ②農地集約の促進 ③水田農業の担い手確保 ④共同利用の推進
			(2)営農支援や農地活用に取り組む新たな農業者の確保・育成 ①農業支援サービス事業体の強化及び育成 ②農作業の担い手確保 ③農福連携の推進及び農学連携への支援
	Ⅱ 交流・連携を通じた農業の潜在力の発揮	1. 立地を活かした販売力の強化	(1)生産者と実需者がつながる地元農産物の中間流通の仕組みの構築 ①地元農産物の中間流通プラットフォームの構築 ②多様な直売所の開設と供給拡大 ③学校給食への市内産農産物の供給拡大と食育の推進
		2. 産業関連による新たな価値と経済循環の創出	(1)6次産業化・ブランド化の推進による儲かる農業の推進・食品ロスの削減 ①6次産業化・ブランド化の推進 ②生産者と実需者のマッチング支援 ③環境保全型農業に関する取組等の充実
		3. 農業・農村資源を活かした交流促進	(1)体験交流型農業の推進による農と食への共感づくり ①観光農園を活かした交流促進 ②市民農園事業を活かした交流促進 ③情報発信やプロモーションの展開
	Ⅲ 農地、農業用施設等の維持・継承	1. 農地・農業用施設等の維持	(1)農地、農業用施設等の維持 ①集落共同の取組の啓発・支援 ②多面的機能の維持・発展
			(2)有害鳥獣対策の推進と捕獲鳥獣の資源化の検討 ①多角的な有害鳥獣対策 ②捕獲鳥獣の資源化の推進
		2. 農業生産基盤等の整備	(1)農業用施設等の適正管理と農地の維持継承 ①土地基盤等の整備 ②農業用施設の維持・改修・保全 ③農地の集約化と維持継承の促進
			(2)地域計画の推進による持続可能な農村コミュニティづくり ①耕作放棄地の活用支援 ②地域計画のブラッシュアップ促進 ③農村RMO(農村型地域運営組織)の立ち上げ及び運営支援

第5章 | 農業振興施策の展開方向

第1節 産地や地域を支える担い手の育成

施策課題 1 廿日市市の農業をリードする経営力の高い担い手の育成

<施策のめざす姿>

- 地域農業の中核を担う認定農業者をはじめ、一定規模の営農に取り組む農業法人、地域への投資や雇用につながる農業法人等といった、経営力を備えた多様な農業者が育っている
- ドローン、無線草刈機、ICT 等の新技術について、農業現場での実装プロジェクトの試行や情報通信環境の整備等の推進を図り、地域特性や現場ニーズに応じたスマート農業技術が導入され、生産性向上や省力化・軽労化が進んでいる
- 新規就農者の地域での受け入れや農業後継者(親元就農など)の確保・育成が進み、農地の承継も踏まえて、農業の新たな担い手が育っている

(1) 認定農業者等の多様なニーズに応じた確保・育成に向けた支援

<現状と課題>

○これまで、地域農業を牽引する認定農業者の確保・育成に向けて、経営改善計画の策定や生産効率の向上、省力化や軽労化等を通じて育成に取り組んできました。

○しかしながら、高齢化を背景に、経営改善計画の満了を迎えて計画更新を見送る農業者が増えつつあり、結果として認定農業者数の減少につながっている状況にあります。

○調査結果をみると、「高齢化等による農地の荒廃」や「生産量の減少」等が危惧されており、「多様な担い手の育成」を通じた生産者の確保を望む声が高まっています。

○農業者減少時代を迎えるに当たって、国では働き手の不足に対する打ち手として、スマート農業技術の導入を推進しており、今後の技術革新や低コスト化が期待されています。

【アンケート調査結果から】

- ・これまで農業を支えてきた世代の高齢化等により、農地の荒廃が進みつつあることが課題
- ・今後は、多様な担い手の確保・育成が必要不可欠
- ・現在の経営課題として、生産の安定化・生産技術の向上、雇用労働力・パート労働力等の確保、資材費等のコスト低減、機械・設備投資に係る負担の軽減、販路の開拓・販売促進等の多様なニーズあり。

【ヒアリング調査結果から】

- ・構成員の高齢化が深刻、将来的に組織が維持できるか危惧している。(農事組合法人)
- ・資材費や人件費が高騰する中、販売価格が上昇しないため厳しい経営が続いている。(認定農業者)
- ・担い手不足が生産量の減少に影響、量販店の需要に対して供給不足の状況、新規就農者の確保・育成が必要となっている。(中間流通者)
- ・兼業副業や半農半Xのような、ライフスタイルを重視する生産者も出てくる。(認定農業者)

<施策の展開>

今後は、「多様な担い手の育成」を図るため、それぞれの特性やニーズを踏まえて、経営や資金、技術、農地、販路、雇用、DX等の多角的な支援に取り組めます。

① 認定農業者の育成と成長促進	・経営管理、資金確保、農地確保、営農ノウハウの習得、販路の開拓等の支援
② スマート農業の導入支援	・ドローン、無線草刈機、ICT 等の新技術の導入支援 ・情報通信環境の整備促進
③ 地域の核となる経営体の次世代への承継	・次世代を担う人材の育成と承継に向けた支援 ・雇用環境の充実
④ 新たな担い手の確保・育成	・一定規模の農地確保、栽培技術の確立、販路開発、地域雇用の確保等の支援 ・農業求人マッチングアプリ、バイトアプリ等の活用

<推進体制(役割分担)>

◎:主体的に実施 ○:連携・協力して実施

	市	JA	市地域担い手育成総合支援協議会	市地域農業再生協議会
認定農業者等の多様なニーズに応じた確保・育成に向けた支援	◎	◎	◎	○



ドローンによる防除風景（吉和地域）



無線草刈機実地検証の風景（佐伯地域）

(2) 新規就農者や農業後継者の確保・育成に向けた支援

<現状と課題>

○これまで、新規就農者向けの市補助事業の実施、JAひろしまとの研修用ハウスでの栽培技術の習得、就農計画の策定、農地確保に向けた調整等の支援に取り組んできました。

○調査結果をみると、「後継者不在の農家割合」と「その所有する農地の荒廃化」がともに課題であることが明らかとなり、親族あるいは第三者への経営承継における伴走支援に対するニーズが高まっています。

○また、新規就農者の確保・育成の強化が期待されており、農業指導員に加えて、市内の多様な農業経営体（生産者や農業法人等）、中間流通事業者、産直市等の現場をつないで、廿日市市らしい新規就農プラットフォームの構築の有効性が提案されています。

○一方、後継者による親元就農については、支援策や補助制度の不足が指摘されており、農業を継ぐ魅力やきっかけ、新たな挑戦を支援する仕組みづくりが期待されます。

【アンケート調査結果から】

- ・今後の農業経営では後継者の不在が課題、今後は所有する農地の荒廃化が懸念
- ・農地について、後継者あるいは第三者への承継が課題
- ・新規就農者の確保・育成に対する強化を期待

【ヒアリング調査結果から】

- ・新規就農候補者は「何を相談していいのかわからない状態」であり、そのため相談窓口の開設と周知、準備段階の助言等が重要（農業法人）
- ・新規就農者が独り立ちするには適切な農地の確保が課題、地域の理解を得ることも含めてサポートが必要（農業法人）
- ・新規就農には栽培技術とともに、農業経営体でのビジネスとしての実地研修が重要、複数作物の生産者や施設園芸型の農業法人等といった多様な生産現場での体験も有効（認定農業者）
- ・現在の研修用ハウスの拡充を期待（認定農業者）
- ・地産地消型の新規就農者のロールモデルをめざして、産直市や量販店とつなげて出荷販売できる事業展開を試行中（中間事業者）
- ・後継者向けの就農支援や補助制度はほとんど無く、親元就農に対する支援を期待（観光農園事業者）
- ・後継者に対して、荒廃化しつつある農地の活用や新規作物の導入等の新たなチャレンジへの応援があれば、親元就農への関心が高まるのでは。（観光農園事業者）



新規就農予定者の研修（吉和地域）



新規就農者の営農の実地確認の様子（佐伯地域）

<施策の展開>

今後は、「新規就農者や農業後継者の確保・育成」を図るため、それぞれの特性やニーズを踏まえ、JAひろしま等の支援機関と連携を図り、施策を講じていきます。

① はつかいち版新規就農プラットフォームの構築	・農業指導員やJAをはじめ、認定農業者、農業法人、中間流通事業者、産直市等の連携による新規就農者の確保・育成の仕組みづくり ・新規就農の相談窓口の統一化及び周知
② 農業後継者の確保・育成	・農業後継者に対する支援メニューの強化 ・親元就農者の新たなチャレンジ(例: 荒廃化しつつある農地を活かした新品目の生産)の支援
③ 第三者承継のサポート	・既存農家と新規就農希望者等とのマッチング支援 ・地域への受入促進や手続き等のサポート
④ JA ひろしま等との連携による就農支援	・新規就農者への営農指導 ・研修用ハウス等の充実
⑤ 兼業農家の確保	・ライフスタイルを重視する農家(兼業副業、半農半X、週末ファーマー等)の確保 ・農業を基軸とした多様な働き方の普及や複数の収入機会の創出

<推進体制(役割分担)>

◎:主体的に実施 ○:連携・協力して実施

	市	JA	市地域担い手育成総合支援協議会	市地域農業再生協議会
農業後継者や新規就農者の確保・育成に向けた支援	◎	◎	◎	○

<成果指標> 廿日市市の農業をリードする経営力の高い担い手の育成

成果指標	基準値	現状値	目標値
	R2年度	R6年度	R12年度
認定農業者数	28人	28人	40人
認定新規就農者数	4人	6人	10人

施策課題 2 地域を支える多様な担い手の育成

<施策のめざす姿>

- 持続可能な水田農業の実現に向けて、地域での対話や合意形成を図りつつ、農地の集約化や営農体制の見直し、参画する農業者の確保、事業の共同化等の取組が進んでいる
- 持続可能な営農体制や農地活用等を推進するため、若者や女性らが参画する多様な農業支援サービス事業体の設立を通じて、農作業の外部委託化が進むとともに、企業や福祉、教育機関等との連携により、多様な「農業を担う者」が育っている

(1) 営農組織の強化・再編による持続可能な水田農業

<現状と課題>

○これまで、水田農業を支えてきた世代を礎に、集落営農及び農事組合法人等の設立や運営を通じて、水田農業の維持、発展に取り組んできました。

○しかしながら、高齢化の進展とともに若い世代の農業離れ、宅地化の進展等を背景に、水田農業を継続することが困難になってきており、これまでの営農のあり方を見直し、強化・再編を検討する状況にあると考えられます。

○調査結果をみると、市の農業振興策において「水田農業の担い手確保」のニーズは極めて高く、高齢化や過疎化に伴う「不在地主の農地の荒廃化」への危惧や担い手不足から「農作業の外部委託」等の具体的な施策の実施が求められています。

○こうした農作業の外部委託の状況は、受託側の更なる体制強化などを進める必要があり、農業離れや農地の荒廃化を防止する観点からも速やかな対策が期待されています。

○また、若い世代に米づくりについて関心を持ってもらうことも重要であり、水稻の栽培講習会等の開催といった工夫に共感の声があります。

【アンケート調査結果から】

- ・水田農業の維持では、水田農業の担い手確保、農作業受委託の推進、不在地主の農地の適正管理、作業の省力化、資材費を低減する技術に対するニーズあり
- ・これまで水田農業を支えてきた世代による営農活動や農地管理を継続することが困難な状況
- ・一方で、水田の農作業の委託はまだ進んでいない状況、委託先の拡充が必要
- ・次世代に向けて、稲作を知らない若い人への栽培講習会等の開催に対する期待あり

【ヒアリング調査結果から】

- ・米価格の高値安定が続けば常時雇用もできるが、今は見通しが立たない状況（農事組合法人）
- ・現在、水田農業を委託している農事組合法人の高齢化やオペレーター不足が進み、今後の委託先の確保を懸念（地域自治組織）
- ・集落ごとの考え方や経緯があり、集落営農の推進は容易に進まない状況（地域自治組織）
- ・水田農業には、農地所有者や住民が協力して、水源や水路の清掃・維持管理に持続的に取り組んでいく必要があるが、今後も持続可能か不安あり。（地域自治組織）

<施策の展開>

今後は、地域特性に応じた持続可能な水田農業や営農のあり方等について、対話を通じて合意を図りながら、将来像の実現に資する施策を講じていきます。

① 持続可能な水田農業の実現	・今後の水田農業に関する話し合いの場づくり ・将来像(営農体制や農地管理等)の共有と合意形成支援
② 農地集約の促進	・農地の集積、集約化の推進 ・生産性が高い農地の整備
③ 水田農業の担い手確保	・集落での水田農業の担い手の確保 ・認定農業者や農業法人等との連携促進
④ 共同利用の推進	・働き手や機械設備、資材購入、出荷作業、農地管理等の共同化の推進

<推進体制(役割分担)>

◎:主体的に実施

○:連携・協力して実施

	市	集落営農組織	市地域担い手育成総合支援協議会	市地域農業再生協議会
営農組織の強化・再編による持続可能な水田農業	◎	◎	○	○



法人による農作業受託作業の様子（佐伯地域）



「お米サミット 2025」の開催の様子（廿日市地域）

(2) 営農支援や農地活用に取り組む新たな農業者の確保・育成

<現状と課題>

○これまで、地域農業の現場は作業人員や機械設備等を、個人もしくは地域で調達や準備して継続してきました。

○しかしながら、担い手の高齢化等を背景に、これまでの自己完結型の営農形態を継続することが困難になってきており、これまでの営農のあり方を見直し、再構築することが求められています。

○調査結果をみると、「働き手の不足」が経営課題の上位となっており、その解決策の一つとして「農作業の外部委託化」や「農業支援サービスの活用」といった農作業支援サービスを活用する意向が確認され、今後は部分連携による営農形態が求められる段階になってきたと思われます。

○一方、福祉施設等とつながる農福連携については、市内の農業経営体での受け入れや導入が進みつつあり、人手不足の解消や雇用機会の創出といった効果も生まれています。

○市内の農業経営体と就労支援事業所等が連携して、農福連携の取組が施行されており、所得機会の創出や働き手の確保とともに、新たな可能性が模索されています。

【アンケート調査結果から】

- ・労働力の不足が課題、農作業の外部委託化や農業支援サービスの活用に対する高いニーズ
- ・特に、水田農業の維持には、農作業受委託の取組化が必要不可欠
- ・今後は、委託したい農家が増える一方、農作業を受託できる受入先が不足することが懸念

【ヒアリング調査結果から】

- ・農作業代行の相談が急増、個人間の作業受委託では対応が難しい状況(地域自治組織)
- ・現在委託している農事組合法人は繁忙期の作業オペレーターが不足、今後は心配(地域自治組織)
- ・野菜の袋詰め作業のように、福祉施設との農福連携の余地はまだある。(地域自治組織)
- ・これまで近隣の大学と取り組んできた農業農村のフィールド活動を拡充していきたい。(地域自治組織)

<施策の展開>

今後は、労働力・働き手の不足等に対応するため、多様な農業支援サービスが提供できる体制づくりに向けて、必要な施策を講じていきます。

① 農業支援サービス事業体の強化及び育成	・既存の農作業代行サービス事業体の強化 ・新たな農業支援サービス事業体の立ち上げ支援 ・草刈りや防除、田植え、稲刈り、収穫等の外部委託化の促進
② 農作業の担い手確保	・農作業オペレーターの確保・育成 ・多様な働き方を実現できる仕組みづくり ・若者や女性、都市住民等の農作業への参画促進
③ 農福連携の推進及び農学連携への支援	・福祉事業者との農福連携の推進 ・教育機関との農学連携への支援(例:フィールド連携など)

<推進体制(役割分担)>

◎:主体的に実施 ○:連携・協力して実施

	市	集落営農組織	市地域担い手育成総合支援協議会	市地域農業再生協議会
集落営農や農地活用等を支える農業者の確保・育成	◎	◎	○	○

<成果指標> 地域を支える多様な担い手の育成

成果指標	基準値	現状値	目標値
	R2 年度	R6年度	R12 年度
水稲作付面積	344ha	308ha	350ha
農地権利取得面積(新規設定分)	71a	57a	100a
農福連携に取り組む事業者数(累計)	—	3人	8人



水稲作付の様子（佐伯地域）



就農応援フェア出展の様子（広島市）

第2節 交流・連携を通じた農業の潜在力の発揮

施策課題 1 立地を活かした販売力の強化

<施策のめざす姿>

- 市内の量販店や産直市、飲食店、宿泊施設、食品製造業、学校給食等との連携を図り、多様なニーズに対応できる中間流通の仕組みづくりを通じて、生産者と実需者の持続的なつながりによって、地元産農産物が選ばれ、多様な地産地消の取組が定着し、域内の食料の安定供給が実現している

(1) 生産者と実需者がつながる地元農産物の中間流通の仕組みの構築

<現状と課題>

○これまで、市内産食材の地元流通・消費の活性化を図るため「地産地消宣言店制度」の運用を通じ、生産者と実需者（飲食店等）の取引拡大や交流機会の創出に取り組んできました。

○市内の飲食業や小売業向けに、生産者情報が分かる「廿日市市農水産物カタログ」を作成し、実需者が市内産食材をより活用しやすい環境づくりに取り組みました。

○学校給食及び産直市への出荷を行うなど、需要のある野菜の生産促進を目的として、「地産地消食育推進事業」を実施し、農業者の育成と供給体制の強化を図りました。

○調査結果をみると、市の地産地消に必要な取組として、「産直市に出荷しやすい仕組みづくりと環境整備」が最も高く、持続可能な中間流通の仕組みの構築が課題となっており、その実現に向けた取組が期待されています。

○加えて、「産直市の運営や販売の強化」が期待されており、現在のＪＡふれあい産直市場よりん菜の出荷者数の増加やまちの駅ＡＤＯＡ大野での「有機野菜マルシェ」等の取組の充実が期待されています。

○また、学校給食への地元野菜の供給についても継続的なニーズが確認できます。

【アンケート調査結果から】

- ・地産地消の推進には、産直市に出荷しやすい(集荷所の増加、巡回集荷の充実等)仕組みが必要
- ・学校給食への地場農産物の供給拡大への期待あり。
- ・消費者との交流には、産直市等の運営・販売の強化が必要
- ・独自の魅力づけにより農産物のブランド化の推進が有効

【ヒアリング調査結果から】

- ・中山間地域の農業経営には、農産物や産地のブランディングが必要(中間流通者)
- ・地元農家の認知度向上、売り場づくり、収益の増加、持続可能な仕組みを支援(中間流通者)
- ・宿泊施設や飲食店等への地元農産物の供給には、対話による実現化への協議が必要(中間流通者)
- ・以前取り組まれていた「やさいバス」の取組は、中間流通の有効な手段の一つ(認定農業者)
- ・地産地消の仕組みづくりと運営に当たっては公的支援が必要(中間流通者)

<施策の展開>

今後は、多様な地産地消の取組により市内産農産物の流通販売が広がるよう、生産者と実需者をつなぐ中間流通の仕組みの構築に向けて施策を講じていきます。

① 地元農産物の中間流通プラットフォームの構築	・市内の量販店や直売所、飲食店、宿泊施設食品製造業等をつなぐ仕組みづくり ・地元農産物の中間流通を担う事業者の確保・育成
② 多様な直売所の開設と供給拡大	・少量多品目の生産出荷による供給拡大 ・産直市やマルシェ等の開設及び運営支援 ・消費者との交流による認知度の向上
③ 学校給食への市内産農産物の供給拡大と食育の推進	・市内産農産物の安定供給に向けた生産者連携の促進 ・生産者による食農教育の推進

<推進体制(役割分担)>

◎:主体的に実施 ○:連携・協力して実施

	市	JA	生産者	中間流通事業者
生産者と実需者がつながる地元農産物の中間流通の仕組みの構築	◎	○	◎	◎

<成果指標> 立地を活かした販売力の強化

成果指標	基準値	現状値	目標値
	R2年度	R6年度	R12年度
産直市への出荷者数	504 人	551人	600 人
市内の農林水産物を意識して購入している市民の割合	31.8%	34.0% (R7年度)	37.0%



有機野菜マルシェの開催の様子（大野地域）

育てたでおいしい野菜
オーガニック野菜 マルシェ
7.25(土)
10:00~15:00
 まちの駅AODA大野
 (廿日市市大野交差点南)

オーガニック野菜とは農薬を避け、
 化学肥料も使わずに育てられた野菜です。
 自然の恵みを生かした野菜は、
 味も香りも抜群です。ぜひお試しください！

有機野菜の生産者や販売者、
 消費者の交流の場として、
 地域活性化の場として、
 ぜひご参加ください！

H.O.C (廿日市 Organic Club)
 実行委員長 山本 浩二
 副委員長 山本 浩二
 幹事 山本 浩二
 協賛 山本 浩二

施策課題 2 産業連関による新たな価値と経済循環の創出

<施策のめざす姿>

- 6次産業化に挑戦する生産者やグループが、多様な主体と連携し、付加価値の高いブランドの創出や食品ロスの削減等を図り、消費者に選ばれる新たな商品やサービスの開発、販売に取り組むことにより、生産者が儲かる農業が実現している
- 環境負荷の低減に向けて、土づくりを基本とした持続性の高い農業を推進するとともに、有機 JAS 認証等を受けた農産物の PR 促進など消費者への周知が進んでいる

(1) 6次産業化・ブランド化の推進による儲かる農業の推進・食品ロスの削減

<現状と課題>

○これまで、市の振興作物であるいちごやほうれんそう、長なす等について、ブランド化による販売促進を図るとともに、10月を「地産地消月間」としたPRを展開するなど、はつかいちの食の魅力発信や地産地消の促進、6次産業化による加工品の開発や幅広い商品アイテムが誕生し、「はつかいち mottainai 大作戦」の展開を通じた食品ロスの低減などに取り組んできました。

○莓 kingdom プロジェクト等の生産者グループが立ち上がり、他産業の事業者等と連携して、商品開発やキッチンカー事業等が展開されています。

○現在、市内では新たな宿泊施設や飲食店、食品製造小売店等の進出が続いていることから、地元食材の供給とともに加工品等の販路開拓といったビジネスチャンスが到来しており、生産者と店舗及び企業等との連携強化が期待されています。

○調査結果をみると、「加工による付加価値の向上」に対するニーズが高く、6次産業化や商品開発の推進が求められており、複数の生産者や民間事業者等との連携により、継続的な取組に発展しています。

○こうした取組は、「農産物のブランド化」にも結びつき、産地の魅力発信や付加価値の向上につながり、選ばれる商品として認知度が高まっています。

○化学肥料・化学合成農薬の使用を減らし、有機 JAS 認証を取得した生産者グループが取り組む環境保全型農業の取組面積が、市内で徐々に拡大しています。

【アンケート調査結果から】

- ・農産物のブランド化の推進への関心が高く、認知度の向上や独自の魅力づけ、情報発信が必要
- ・加工による付加価値の向上(6次産業化・商品開発)への期待

【ヒアリング調査結果から】

- ・いちご生産者グループによる商品開発や出張販売は、売上増加や認知度の向上、食品ロスの削減、産地のブランド化等といった多面的な成果あり。(観光農園事業者)
- ・6次産業化の新たな取組(例:カフェ開設やキッチンカー導入等)を支援してもらいたい。(観光農園事業者)
- ・食の安全安心の高まりから、有機農産物及び加工品は、消費者の支持が拡大(有機農業者)

<施策の展開>

今後は、6次産業化を推進する生産者やグループ、異業種連携等の多様な取組を通じて、儲かる農業の実現やブランド化の推進、食品ロスの削減に資する施策を講じていきます。

① 6次産業化・ブランド化の推進	・新たな商品やサービス、事業等の開発支援 ・付加価値の高いブランド創出の支援 ・同業者グループの組成や異業種連携の促進 ・規格外、余剰農産物の活用による食品ロス対策 ・支援機関による事業計画、マーケティング、マッチング、販路開拓等の伴走支援
② 生産者と実需者のマッチング支援	・多様な主体のニーズや困りごとの把握 ・民間企業や製造業、量販店、飲食店、福祉施設、学校等の情報交換やマッチング支援
③ 環境保全型農業に関する取組等の充実	・有機農業技術が習得できる場の活用(例:有機農業塾など) ・認証取得、商品開発、販路開拓、情報発信等の支援 ・環境負荷の低減、生物多様性の保全等、土づくりを基本とした持続性の高い農業の取組の促進

<推進体制(役割分担)>

◎:主体的に実施 ○:連携・協力して実施

	市	JA	生産者	市内産業経済団体(商工会・商工会議所など)
6次産業化・ブランド化の推進等による儲かる農業の推進・食品ロスの削減	◎	○	◎	◎

<成果指標> 産業連関による新たな価値と経済循環の創出

成果指標	基準値	現状値	目標値
	R2年度	R6年度	R12年度
交流会参加事業者数	—	112人	150人
地産地消宣言店登録数(地元農産物を使用している飲食店など)	—	13店	30店

施策課題 3 農業・農村資源を活かした交流促進

<施策のめざす姿>

- 観光農園をはじめ市民農園等の体験交流型農業が展開され、都市住民や来訪者が農と食に親しむ機会が増えるとともに、情報発信・プロモーションを通じて、農と食への理解と共感の輪が広がっている

(1) 体験交流型農業の推進による農と食への共感づくり

<現状と課題>

○これまで、佐伯地域では梨やぶどう、栗、いちご、ブルーベリー、プラム等の栽培が行われており、観光農園の運営にも取り組まれてきました。

○近年は、いちご栽培に着手する生産者や新規参入する経営体が増えつつあり、観光農園の開設が続くなど、各地域の特性を活かしたいちごの産地づくりが進んでいます。

○体験交流型農業の現場には、農産加工や調理体験等を学び楽しめる施設もあり、消費者の食の安全安心に対する理解が深まり、リピーターの獲得に貢献しています。

○浅原地区では、市民農園の開設も進みつつあり、地域の生産者や住民との交流も生まれることから、将来的な関係人口の開拓への波及効果が期待されています。

○また、FMはつかいちや地域情報誌を通じて、地産地消関連情報の発信に取り組んでおり、市内農産物の周知はもとより、地産地消宣言店である飲食店及びメニューの紹介、地元農産物を使った加工品のPR、顔の見える生産者の魅力の発信に取り組んでいます。

○調査結果をみると、「観光農業の展開」に対する関心は高まっており、広島広域都市圏に位置しており、何度も訪れることができる都市近郊という立地の良さを背景に、体験交流型農業の可能性が幅広く共有されています。

○あわせて、広島や宮島等を訪れるインバウンドや在留外国人等の受け入れも進みつつあり、ホテル旅館等と連携した旅行者や外国人等の受け入れが期待されています。

○一方、地域の視点で見ると、農業体験のイベントや市民農園の運営、現地での直売等を通じて、自地域のファンとなる関係人口の獲得に結び付けたいとの意向があり、コミュニティや地域運営組織等との連携が期待されています。

【アンケート調査結果から】

- ・観光農業への展開や拡充による新たな収益源の開拓
- ・消費者との交流(農業体験・直売・SNS発信等)を通じた信頼関係の構築が重要

【ヒアリング調査から】

- ・観光農園には、広島市を中心に近隣市から来訪(観光農園事業者)
- ・インバウンドが徐々に増加、中国やベトナム、マレーシアが目立つ。(農業法人)
- ・岩国基地の米国からは毎年ツアー利用が続いている。(観光農園事業者)
- ・これまで台湾への輸出を検討、コストや手続きで断念した経緯あり。(観光農園事業者)
- ・地域特性や荒廃化しつつある農地を活かした農業や加工、食の魅力を体験できる場が好評(有機農業者)
- ・市民農園や体験農業の来訪者とのつながりを、地域の関係人口として活かしたい。(地域自治組織)

<施策の展開>

今後は、地域特性を活かして、観光農園や市民農園等の体験交流型農業を展開するとともに、農と食に対する理解や共感を得られるよう情報発信等に資する施策を講じていきます。

① 観光農園を活かした交流促進	・多様な体験プログラムの開発、提供支援 ・観光関連事業者との連携による集客強化 ・農業や食の現場への理解促進
② 市民農園事業を活かした交流促進	・市民農園の開設及び運営支援 ・地元農家を対象とする農業指導者の確保・育成 ・地域のファン、支え手となり得る関係人口の獲得
③ 情報発信やプロモーションの展開	・FM はつかいち、地域情報誌、SNS等の活用 ・観光支援機関等との連携によるプロモーション

<推進体制(役割分担)>

◎:主体的に実施

○:連携・協力して実施

	観光農園 (生産者)	市民農園 (生産者)	地域自治 組織	市	市内産業 経済団体 (商工会・ 商工会議 所など)
体験交流型農業の推進による農 と食への共感づくり	◎	◎	◎	◎	○

<成果指標> 農業・農村資源を活かした交流促進

成果指標	基準値	現状値	目標値
	R2年度	R6年度	R12年度
観光農園の来客者数	5,912 人	6,300人	10,000 人
イベント出展数	0 回	1 回	4 回



広島フードフェスティバル出展の様子（広島市）



廿日市産いちごのPRの様子（広島駅）

第3節 農地、農業用施設の維持・継承

施策課題 1 農地・農業用施設等の維持

<施策のめざす姿>

- 農地の荒廃を防止し、農業用施設を良好に維持、保全するため集落による共同活動を基本とした取組が進んでいる
- あわせて、多角的かつ効果的な有害鳥獣対策を講じるとともに、地元のジビエ商品が開発、販売を通じて、捕獲鳥獣の資源化が実現している

(1) 農地、農業用施設等の維持

<現状と課題>

- 農地の荒廃については、現状を危惧する意見が多くあり、その対策が求められています。
- 現状の取組は、中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度を活用し、農地・農業用施設の維持を図っています。
- 制度活用に当たっては、事務的な負担が大きいため行政のサポートを受けながら取り組まれている状況ですが、高齢化がさらに進むことによって作業への参加も難しくなる事態が予測されるため、若い世代の積極的な参加を呼びかけながら、あわせて軽労化、省力化のための技術、機械等の導入について検討していく必要があります。
- また、こうした取組を集落による共同活動として進める上では、地域の合意形成、コミュニティの維持が基本となるため、こうした点も踏まえた一体的な対策が求められます。

【アンケート調査結果から】

- ・高齢化による農地の荒廃、農業用施設の老朽化が深刻
- ・将来的に集落での農地及び農業用施設等の維持管理が困難になる懸念あり。

【ヒアリング調査結果から】

- ・農地のほ場整備から長期間が経過し水路が老朽化、集落営農に支障が見られる状況(農事組合法人)
- ・所有者不在の農地が増加、農業の担い手も不足する中、引き続き継続的に集落単位で農地管理を行うことは困難な状況と認識(JA ひろしま、農事組合法人)
- ・中山間地域等直接支払制度の事務手続き及び作業等の負担感が増大(地域自治組織)

<施策の展開>

今後は、農地の荒廃を防止し、農業施設の機能を良好に維持・保全するため、集落を基本とした取組を進め、農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組を支援していきます。

① 集落共同の取組の啓発・支援	・集落単位で行う農業用施設維持活動の支援 ・農家後継者、不在地主等に対する啓発
② 多面的機能の維持・発揮	・農地、農業用施設の良好な維持、保全 ・日本型直接支払制度の効率的な活用、事務負担の軽減

<推進体制(役割分担)>

◎:主体的に実施

○:連携・協力して実施

	市	直接支払 対象集落	JA	市地域担 い手育成 総合支援 協議会	市地域 農業再生 協議会
農地農業用施設等の維持	◎	◎	○	◎	◎



遊休地を活用した協同活動の様子（佐伯農業者クラブ）

地元 NPO による集落協同の取組み（佐伯地域）

(2) 有害鳥獣対策の推進と捕獲鳥獣の資源化の検討

<現状と課題>

○これまで、農地の荒廃や耕作放棄地の増加等に伴い、有害鳥獣による被害が増加しており、速やかな対応が求められてきました。

○柵の設置支援や捕獲体制の充実等の対策を実施してきましたが、さらにICTを活用した捕獲や防除、管理等の取組が求められています。

○今回の調査結果をみると、「有害鳥獣対策の推進」が拡充すべき農業振興策のトップに挙げられました。農村環境の変化を背景に、野生鳥獣による被害が多様化する中、農業の現場が直面する課題が浮き彫りになっています。

【アンケート調査結果から】

・有害鳥獣対策の推進、特に柵の設置支援や捕獲班の強化、耕作放棄地の解消

【ヒアリング調査結果から】

・イノシシに加えてヌートリアの被害が増加(農事組合法人)
・近年シカの出没が散見、今後の被害が心配(認定農業者)

<施策の展開>

今後は、多角的な有害鳥獣対策の実施と捕獲鳥獣の資源活用に向けて支援していきます。

① 多角的な有害鳥獣対策	・侵入防止柵等の設置に係る支援 ・捕獲班の体制強化 ・ICTを導入した効率的かつ安全な捕獲作業
② 捕獲鳥獣の資源化の推進	・捕獲鳥獣の加工及び商品開発の検討 ・必要な施設及び設備の整備検討

<推進体制(役割分担)>

◎:主体的に実施 ○:連携・協力して実施

	市	地域自治組織	市地域担い手育成総合支援協議会	市地域農業再生協議会
有害鳥獣対策の推進と捕獲鳥獣の資源化の検討	◎	◎	○	○

<成果指標> 農地・農業用施設等の維持

成果指標	基準値	現状値	目標値
	R2年度	R6年度	R12年度
中山間地域等直接支払協定面積	181ha	181ha	194ha
有害鳥獣の捕獲数(イノシシ)	282 頭	295 頭	300 頭

施策課題 2 農業生産基盤等の整備

<施策のめざす姿>

- 客土や暗きょ排水等の土層改良の取組や園芸用ハウスの建設、機械作業の効率化等を進めるための区画整理等がすすみ、新規就農者や認定農業者による振興作物等の生産性向上が実現している
- あわせて、担い手への利用集積や多様な担い手による農地の利用がすすみ、耕作放棄地が解消している
- 住民や生産者、多様な主体等が参画して、地域計画が適宜ブラッシュアップされ、農村RMO(農村型地域運営組織)の設立などを通じて、農用地の保全や地域資源の活用、生活支援等の取組が進み、持続可能な農村コミュニティが実現している

(1) 農業用施設等の適正管理と農地の維持継承

<現状と課題>

○市内のほ場整備は、整備から 30 年が経過し、施設の老朽化に伴う機能低下が見られ、特に野菜等の園芸作物の生産では、農地の排水不良が大きな問題となっています。

○農振農用地区域以外で就農する認定農業者では、生産規模を拡大するための農地確保が困難な状況が生じているなど、生産基盤の確保において問題を抱えている実態があります。

○今回の調査結果をみると、「農地、農業用施設等の維持促進」が高く、農業用施設全般の老朽化が懸念されています。

○また、「後継者不在の農家割合」と「その所有する農地の荒廃化」がともに課題であることから、次世代の就農承継と連携して農業用施設の整備に取り組むことが求められています。

【アンケート調査結果から】

- ・老朽化が進む用水や排水等の水路改修、排水対策、区画整理等の整備促進
- ・野菜や花き等園芸作物の生産基盤の整備

【ヒアリング調査結果から】

- ・水路が老朽化、取水地から水田までの水の管理に支障が発生(農事組合法人)
- ・所有者や地域による、水路の維持管理作業の継続が困難な状況(農事組合法人)
- ・ほ場の再整備は、所有者の個人負担が伴うため実現は容易ではない。(農事組合法人)

<施策の展開>

今後は、土地基盤や農業用施設等の適正管理や整備促進とともに、農地の集約化を通じた維持継承に資する施策を推進していきます。

① 土地基盤等の整備	・農地の排水対策等への支援 ・簡易なほ場整備、土地改良の実施 ・優先度を踏まえた更新投資
② 農業用施設の維持・改修・保全	・ため池の適正管理 ・農道・用排水路の維持、改修 (佐伯地域の中央水路や永原頭首工など、各地域の利用実態に応じた今後のあり方や整備を進めます) ・豪雨災害の防止、防災減災対策の強化
③ 農地の集約化と維持継承の促進	・農地集約に向けた働きかけ ・新たな担い手への農地の引継ぎ支援

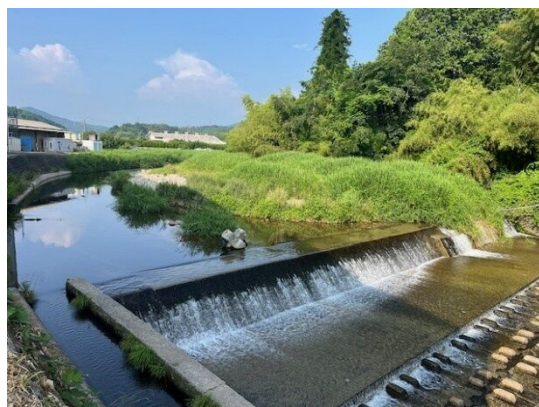
<推進体制(役割分担)>

◎:主体的に実施 ○:連携・協力して実施

	市	地域自治組織	市地域担い手育成総合支援協議会	市地域農業再生協議会
農業用施設等の適正管理と農地の維持継承	◎	◎	○	○



改修後の防災重点農業用ため池の様子（大野地域）



今後整備が予定される頭首工の様子（佐伯地域）

(2) 地域計画の推進による持続可能な農村コミュニティづくり

<現状と課題>

○地域計画は、農業者の高齢化や耕作放棄地の増加といった課題に対応するため、地域農業の将来（概ね10年後）を見据え、地域の農業関係者や住民が話し合っ、「誰が」「どこ」「どのように」農地を利用するかを定めた見取り図と言えます。

○このたびの農業経営基盤強化促進法の改正により地域計画の策定が義務化され、「農地の集約」や「担い手の育成」を通じて、地域農業を持続的に発展させることを目指しています。

○農村RMO（農村型地域運営組織）は、地域が抱える課題に対し、住民が主体的に関わり、多様な主体と連携しながら、農村における「農用地の保全」「地域資源の活用」「生活支援」の3つを柱に活動する組織です。

○今回の調査結果をみると、農村RMO（農村型地域運営組織）の機能を活かして「農地を求めている生産者へ、農地を円滑に渡す」取組を推進する意向があり、農地集約及び流動化の進展が期待されています。

【アンケート調査結果から】

- ・高齢化等に伴うリタイアの増加、農地荒廃の進展が懸念
- ・後継者不在の農家が所有する農地の荒廃化の恐れ

【ヒアリング調査結果から】

- ・農村RMO（農村型地域運営組織）の設立に向けて準備中（地域自治組織）
- ・農地取得を希望する人に農地が円滑に渡るような役を担いたい。（地域自治組織）
- ・地域計画は地域住民とともに農業生産者等の意見やニーズの反映が重要（認定農業者）

<施策の展開>

今後は、住民や生産者、多様な主体等の参画による地域計画のブラッシュアップ、農村RMO（農村型地域運営組織）の設立及び運営に資する施策を推進していきます。

① 耕作放棄地の活用支援	・新たな担い手の経営開始や規模拡大のための耕作放棄地の整備、解消にかかる支援 ・耕作放棄地を活用した農業体験の実施等の支援
② 地域計画のブラッシュアップ促進	・地域住民らが話し合う場づくりを通じた多様な主体の参画促進 ・地域計画の見直し及び更新支援 ・地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化の促進
③ 農村RMO（農村型地域運営組織）の立ち上げ及び運営支援	・農村RMO（農村型地域運営組織）の形成支援 ・農用地の保全活動、集約による流動化促進 ・地域資源を活かした経済活動の活性化支援 ・移動、買物、福祉、子育て等の生活支援策との連携

<推進体制(役割分担)>

◎:主体的に実施 ○:連携・協力して実施

	市	地域自治 組織	市地域担い 手育成総合 支援協議会	市地域 農業再生 協議会
地域計画の推進による持続可能な 農村コミュニティづくり	◎	◎	○	○

<成果指標> 農業生産基盤等の整備

成果指標	基準値	現状値	目標値
	R2年度	R6年度	R12年度
耕作放棄地の解消面積	21.8a	31.5a	60.0a
地域計画のブラッシュアップ件数 【新規】	—	1地区 (R7年度)	9地区



地域計画策定ワークショップの様子（佐伯地域）



耕作放棄地を活用した農業体験の様子（佐伯地域）

第6章 | 推進体制

廿日市市農業振興ビジョンの実現に向け、ビジョンを共有する市民（消費者・実需者）、農業者（農業者・農業法人等）、支援機関（産業経済団体・JAひろしま・廿日市市）が連携し、ともに取組を進めることで、「地産地消ですすめる 持続可能な農業・農村づくり」の実現を目指します。

本市では、「はつかいち未来ビジョン 2035」をはじめ、産業ビジョンなどの関連計画と連携して施策を実施し、評価及び改善を行い、廿日市市地産地消協議会等を通じてビジョンの進捗状況を共有します。

また、国、県の農業施策や情勢等の変化に伴いビジョン及び施策の展開方向の見直しを行い、実効性が保たれるよう努めます。



資 料 編

- 1 廿日市市農業の概要
- 2 廿日市市農業の構造変化
- 3 統計用語の解説

1. 廿日市市農業の概要

① 耕地面積

単位:ha

	耕地面積	田耕地面積	田本地面積	畑耕地面積
R7	758	592	552	166
	100.0%	78.0%	73.0%	22.0%

資料:作物統計調査

② 農業経営体数の内訳

単位:経営体

	計	個人経営体	団体経営体	法人経営体
R7	337	325	12	12

資料:農林業センサス

③ 農業所得依存度別経営体数(個人経営体)

単位:経営体

	計	農業所得主 経営体	農外所得主 経営体
R7	325	139	186

資料:農林業センサス

④ 経営耕地規模別経営体数の推移

単位:経営体

	計	経営耕地 なし	0.3ha 未満	0.3～0.5	0.5～1	1～1.5	1.5～2	2～3	3～5	5～10	10～20
H22	600	7	11	295	232	31	12	8	—	3	—
H27	532	8	13	254	193	34	14	7	3	4	1
R2	430	4	19	207	145	31	12	4	3	3	1
R7	337	8	26	156	111	18	6	3	4	—	4

	20～30	30～50	50～ 100ha
H22	—	—	1
H27	—	—	1
R2	—	—	1
R7	—	—	1

資料:農林業センサス

⑤ 1経営体当たりの経営耕地面積の推移

単位:経営体、ha

	経営耕地のある 農業経営体	経営耕地面積
H22	586	361
H27	524	410
R2	426	346
R7	329	317

資料:農林業センサス

単位:a

1経営体当たりの 経営耕地面積
61.6
78.2
81.2
96.4

⑥ 経営耕地面積規模別経営耕地面積

単位: a

	計	0.3ha 未満	0.3～0.5	0.5～1	1～1.5	1.5～2	2～3	3～5	5～10	10～20
H22	41,926	187	11,465	15,299	3,667	1,962	1,859	-	2,274	-
H27	41,037	247	9,846	12,768	4,014	2,335	1,584	969	2,720	1,150
R2	34,611	406	7,887	9,392	3,564	2,001	846	1,068	2,096	1,050
R7	31,717	448	5,910	7,157	2,079	1,047	644	1,523	-	5,920

	20～30	30～50	50～ 100ha
H22	-	-	5,213
H27	-	-	5,404
R2	-	-	6,301
R7	-	-	6,989

資料: 農林業センサス

⑦ 農業産出額(推計)の推移

単位: 千万円

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
米	39	40	40	37	29	33	33	35	55
畜産	47	45	42	33	33	34	30	43	33
肉用牛	3	3	3	5	5	5	5	5	3
乳用牛	41	39	37	19	19	20	20	20	17
豚	x	x	x	x	x	x	x	x	x
鶏	-	-	-	-	-	-	-	-	-
花き	11	10	10	6	6	6	6	6	5
果実	8	8	8	8	10	10	11	12	15
野菜	37	36	35	44	46	46	53	55	68
その他	3	2	2	3	5	3	2	5	8
合計	145	141	137	131	129	132	135	156	184

資料: 市町村別農業産出額(推計)

2. 廿日市市農業の構造変化

① 農家数の推移

単位: 戸

	総農家数	販売農家	自給的農家
R17	1,782	686	1,096
R22	1,657	584	1,073
R27	1,487	518	969
R2	1,242	413	829
R7	1,021	318	703

資料: 農林業センサス

② 組織形態別経営体数の推移

単位: 経営体

	合計	法人化している経営体				法人化していない経営体	
		計	農事組合法人	会社	各種団体	計	個人経営体
H17	651	12	2	9	1	639	636
H22	600	19	4	13	2	581	579
H27	532	14	2	11	1	518	518
R2	430	12	2	9	1	418	418
R7	337	12	1	10	1	325	325

資料: 農林業センサス

③ 販売金額規模別経営体数の推移

単位: 経営体

	計	販売なし	50万円未満	50～100万円	100～300万円	300～500万円	500～1千万円	1千～3千万円	3千～5千万円	5千万～1億円	1億円以上
H17	701	216	342	61	41	9	3	15	7	4	3
H22	600	133	334	61	37	6	8	10	5	4	2
H27	532	98	317	48	28	10	12	7	5	6	1
R2	430	91	237	35	26	13	11	8	6	3	-
R7	337	76	163	32	24	14	10	9	5	3	1

資料: 農業センサス

④ 経営部門別認定農業者数及び認定新規就農者数

単位: 人

	認定農業者	認定新規農業者	合計
施設野菜	12	1	13
露地野菜	2	4	6
花き	4	-	4
果樹	1	-	1
酪農	1	-	1
きのこ	1	-	1
水稻	2	-	2
複合経営	5	1	6
計	28	6	34

資料: 廿日市市(R7年3月現在)

⑤ 年齢階層別基幹的農業従事者の推移(個人経営体)

単位:人

	計	15～19 歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64
H22	458	-	1	3	4	14	1	8	12	26	46
H27	529	-	1	5	8	5	19	4	7	28	44
R2	448	-	-	3	3	9	16	18	7	9	29
R7	299	-	-	-	2	9	13	15	14	7	11

	65～69	70～74	75～79	80～84	85歳 以上
H22	59	85	96	65	38
H27	86	83	96	82	61
R2	64	93	84	59	54
R7	32	62	61	41	32

資料:農業センサス

※2010(H22)及び2015(H27)は販売農家、2020(R2)及び2025(R7)は個人経営体

⑥ 耕地面積の推移

単位:ha

	耕地面積	田耕地面積	田本地面積	畑耕地面積
R元	811	634	591	177
R2	802	628	585	174
R3	795	622	580	173
R4	782	613	572	169
R5	772	604	564	168
R6	766	598	558	168
R7	758	592	552	166

資料:作物統計調査

⑦ 農業集落別将来推計人口

単位:集落

農業集落別 将来推計人口	2025年	2030年
1～9人	7	11
10～20人	18	18
30人以上	142	138
合計	167	167

資料:将来推計人口(農林水産省)

平成27年国勢調査、令和2年国勢調査(総務省)

⑧ 鳥獣による農作物被害額とイノシシ捕獲頭数の推移

単位:千円、頭

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
被害金額	2,488	1,855	1,767	1,279	1,017	799	787
イノシシ捕獲頭数	246	288	342	230	204	295	165

資料:広島県

3 統計用語の解説

(1) 農林業経営体

農林業経営体	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。 (1) 経営耕地面積が 30 a 以上の規模の農業 (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業 ①露地野菜作付面積 15 a ②施設野菜栽培面積 350 m² ③果樹栽培面積 10 a ④露地花き栽培面積 10 a ⑤施設花き栽培面積 250 m² ⑥搾乳牛飼養頭数 1 頭 ⑦肥育牛飼養頭数 1 頭 ⑧豚飼養頭数 15 頭 ⑨採卵鶏飼養羽数 150 羽 ⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽 ⑪その他 調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模 (3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が 3 ha 以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前 5 年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。） (4) 農作業の受託の事業 (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前 1 年間に 200 m³以上の素材を生産した者に限る。）
農業経営体	農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
個人経営体	個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。
法人化している経営体（法人経営体）	農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。

(2) 土地

経営耕地	調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。 経営耕地の取扱い方 (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。 (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。 (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。 (4) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。 (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）とした。 (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。 (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。 (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある
------	---

(3) 個人経営体 農業従事者等

基幹的農業従事者	自営農業を主な仕事としている世帯員をいう。
----------	-----------------------

(4) 総農家数等

農家	調査期日現在で、経営耕地面積が 10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が 10 a 未満であっても、調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 15 万円以上あった世帯をいう。 なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。
販売農家	経営耕地面積が 30 a 以上又は調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が 30 a 未満かつ調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。

廿日市市農業振興ビジョン

廿日市市産業部農林水産課

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目 11 番1号

TEL:0829-30-9143 FAX:0829-31-0999